

農政産業観光委員会会議録

日時 平成23年12月9日(金) 開会時間 午前10時08分
閉会時間 午後4時52分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 高木 晴雄
委員 臼井 成夫 清水 武則 保延 実 鈴木 幹夫
山下 政樹 早川 浩 木村富貴子 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 小田切 一正
産業労働部次長 堀内 浩将
産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 高根 明雄
労働委員会事務局長 石合 一仁 労働委員会事務局次長 酒井 研一
産業政策課長 望月 明雄 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦
労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 二茅 達夫

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 山本 一 観光部次長 堀内 久雄
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 観光振興課長 茂手木正人
観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 古屋 正人

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 加藤 啓
農政部技監 齋藤 辰哉 農政総務課長 輿石 隆治
農村振興課長 山本 重高 果樹食品流通課長 西野 孝
農産物販売戦略室長 小野 光明 畜産課長 桜井 和巳
花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

公営企業管理者 中澤 正徳 企業理事 西山 学
企業局技監 石原 茂 総務課長 山縣 勝美 電気課長 仲山 弘

議題 第101号 おもてなしのやまなし観光振興条例制定の件
第102号 山梨県富士山の日条例制定の件
第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
第116号 指定管理者の指定の件
第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果

議案については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願については、継続すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時08分から午後1時35分まで（その間、午後0時02分から午後1時02分まで休憩をはさんだ）産業労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後2時05分から午後3時13分まで観光部関係、休憩をはさみ午後3時30分から午後4時48分まで農政部関係、さらに休憩をはさみ午後4時51分から午後4時53分まで企業局関係の審査を行った。

産業労働部の一部については、引き続き12日に審査を行うこととした。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

山下委員 (中小企業人材開発センターの指定管理者の指定について)
指定管理者制度の件で1点確認をさせていただきます。
応募会社が団体1社で、しかも職業能力開発協会というんですから、基本的にあんまり民間が出てきにくいですよ。それがだめだと言っているわけじゃないんですが、わざわざ指定管理者にしなければいけないんですか。指定管理料が5年間で六千七百数万円となっているわけですよ。指定管理者にする前と比べてこの金額は変わっているんですか。言っている意味がわかりますか。当然、指定管理者にするというんだったら、何らかの経費の削減があってやっているのだと思うんですよ。別に変わらないんだったら、わざわざ指定管理者にする必要もないかと思えます。しかも、協会運営という、なかなか手が出にくい団体の仕事で、ここに人材派遣をするわけですから、一般の会社が出てきて、そんな簡単にとれるような話じゃないですよ。だから、せっかく指定管理制度としてやるのだったら、何か導入することによって期待される効果があるのではないかと思うんですが、その点だけちょっと教えてください。

二茅産業人材課長 センターがこの4月に県立の施設になったことに伴い、指定管理者制度を導入しました。今までは雇用・能力開発機構から県が委託を受けて、協会に委託していましたが、県立施設となったのを機に施設管理の部分と職業能力開発協会が行っている人材開発あるいは技能検定といった協会本来の業務を明確に分け、施設管理の部分指定管理とすることにより、県民サービスの向上や、また、経費の節減を図るものであります。

県民サービスの面から言えば、安全管理の徹底が図られ、また施設の予約状況をホームページで随時公表したり、あるいは満足度の調査をして、随時業務改善を行うなどサービスの向上が期待できると言えます。

経費の削減の面では、指定管理者のほうで努力しており、今年度の予算額は1,650万円余ですが、平成24年度からの5年間の平均は1,340万円余となりますので、年310万円余の経費削減が図られます。

山下委員 わかりました。結構です。ありがとうございます。

討論

小越委員 職員の給与削減の予算が入っておりますので、私、ここに反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(高度専門技術習得支援事業費について)

山下委員

少し教えてください。産3ページ、産4ページ、今、お二人の課長さんから説明をいただき、両方とも、ものづくりということなんですけれども、片方は、高度専門の技術、もう一方は、先ほど言った、金型の技術者などということなんですけれども、まず産3ページのところで、高度専門技術者の雇用と書いてあるんですが、ちなみに、この高度というのはどのような職種なのですか。金型とか、ジュエリーなどいろいろあると思うんですが。

内藤海外展開・成長分野推進室長 この高度という部分ですが、昨年2月以降、大手の電機メーカーを退職された電気系統の技術者を産業支援機構で採用しております。今回、計画している部分については、まだ、未確定ですが、同様の電気や機械などの分野の技術者を採用することになると考えております。

山下委員

それで、ここに書いてあるのですが、要するに、技術者を採用して、意欲ある企業に対して、ぐるぐる回っていただくということなんですよね。電気の人を山梨県のメーカーさんに回してやっているということですか。もう一つイメージがわからないんですけど、もうちょっと具体的に教えてください。

内藤海外展開・成長分野推進室長 今回やっております事業につきましては、大手の電機メーカーを退職された方を産業支援機構で雇用いたしまして、中小企業者の要望にこたえる形で、県内の中小企業の技術指導を行っております。

(ものづくり中小企業基盤的技術力強化事業費について)

藤本産業支援課長 山下委員の御質問でございますが、産業支援課が行いますものづくり中小企業基盤的技術力強化事業でございますが、ここで雇用を予定しておりますのは2名の人数でございますけれども、この2名については、講座を企画運営するための職員として考えております。

講座の内容につきましては、1年間で12回の講座を開催する予定で、具体的には、フライス加工とか機械組み立て、金型製作、あるいは電子機器の製作の各種技能の入門から国家検定の2級レベル以上ぐらいまでの習得を目指すということで、外部から講師を呼び開催する予定でございます。

(県内企業人材確保支援事業費について)

山下委員

わかりました。またもう少しよく教えてください。

それで、産5ページで、別にけちをつけるわけじゃないんですけれども、臨時の1番の県内企業人材確保支援事業というものは、これ、多分、国の3次補正により、この予算を盛ったのだと思うんですけれども、人材ニーズの把握と離職者に対する相談体制を強化するとあるんですけれども、これはもう既にやっているんじゃないかなと思うんですよね。

それをさらにどういうふうに強化するんですか。

塚原労政雇用課長 今現在、県の労政雇用課でやっています人材紹介バンクやまなしという事業がありまして、これはネット上で企業の情報や求職者の情報を公開して、その中で、求職者のほうは、ネット上の企業の情報を見て、行きたい会社があれば、県のほうでそこへ紹介するという事業でございます。ですから、ネット上の出会いの場というようなイメージでございます。それを強化しようということでございます。

今の県内の雇用情勢は非常に悪い中でも、実は、中小企業の求人というのはその中ではかなり多い状況です。ただ、なかなかいい人材が採れないと言いますか、集まってこないという現状がございます。それで中小企業の魅力や、欲しい人材のニーズなどをお伺いする中でよく把握して、今度は求職者の中で適格な方を見つけて、実際に会わせる場をつくっていくという強化を図っていきたいと考えてございます。

山下委員 わかりました。ありがとうございました。

(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について)

小越委員 聞き漏らしてしまったかもしれないんですけど、産5の緊急雇用臨時特例基金のところを少し確認させてください。2番のところ「東日本大震災及び円高の影響により」と記載されていますが、今回のこの基金は、円高の影響と東日本大震災の人にしか使えないのか。そして今回、各課に分けてあります事業は、失業者であればだれでも対象になるのですか。そこをちょっと確認したい。

塚原労政雇用課長 今回、国の3次補正でいただきました26億円でございますが、先ほどちょっと申し上げましたように、これはあくまでも、震災及び円高の影響等により失業したという方の雇用創出を支援するという名目がございます。ですから、今年の3月11日以降、失業された方を対象とした雇用創出事業でございます。ですから、今回各課で出ております事業につきましては、この基金を使っており、すべての事業について、今年の3月11日以降、失業された方を対象としております。

小越委員 そうしますと、今までの緊急雇用のところと比べて、少し縛りがかかってくるんだと思うんです。今までの緊急雇用、ふるさと雇用の分は、基金が今年で終わるんでしたっけ。そうすると、来年、もう少し向こうまでを含め、東日本大震災の3月11日以降の人だけしか使えなくなるとすると、これまでの人の分の雇用対策はどうなるんでしょうか。

塚原労政雇用課長 今回の基金は確かに縛りがございます。前のものは縛りがなかったということなんですが、前の事業である、ふるさと雇用再生事業というのは、実は今年度で終了いたします。もう1つ、緊急雇用創出事業というのがございまして、平成23年度中に計画をした事業につきましては、平成24年度まで継続ができるということでございます。6月及び9月補正で要求した事業につきましては、債務負担行為をとらせていただきまして、平成24年度まで計画をしています。ですから、実施的には平成24年度まで雇用をするという事業になってくるわけです。

小越委員 いつも緊急雇用、ふるさと雇用は県だけじゃなくて、市町村にも基金が来たと思うんですけども、今回は市町村にもこのような基金が来る

んでしょうか。

塚原労政雇用課長 おっしゃるとおりでございます。今までも県分と市町村分とございまして、今回も市町村分に割り振る額は取ってございます。今現在、市町村に、来年度事業で実施できるものに対する照会をかけており、来年度の当初または6月補正に間に合うような形で計画していただくというふうに考えてございます。

小越委員 そうしますと、先ほど309人増加すると言いましたけれども、来年度以降、東日本大震災の、今年の子この補正に載っている以外の来年度分のところは何人ぐらいになるか。309人から210人を引いて、100人だけですか。来年度以降の震災のところはどのぐらいになるんですか。

塚原労政雇用課長 今回はこの補正分だけの人数でございます。あと、今回事業化したのは26億円のうち、債務負担も含めて10億円を事業計画しています。あと、残りの16億円でございますが、それにつきましては、先ほどの市町村の分と、それから、県の当初予算で平成24年度からスタートする事業を計画してございます。今、各課に照会をして積み上げておりますので、人数まではまだお話しはできないんですが、そんな計画でございます。

小越委員 雇用情勢がよくなっていませんので、この雇用創出の基金をまた来年度、国に対して基金の積み増しなり、継続をお願いしたいと思っています。来年度の分が16億円ということで、今年より少なくなると大変だなということも1つ思っています。

それと緊急雇用は、今回、この産業労働部の関係につきますと、1年ぐらいの契約が多いんですけれども、今まで2カ月とか3カ月とか、6カ月未満のところが多かったんですけれども、そうではなく、少なくとも1年ぐらいの雇用期間でぜひ緊急雇用も含めてやっていただきたいと要望します。

もう1つ聞きたいんですけれども、産5の2番の離職者等緊急就業体験支援事業費については、以前も就業体験支援事業費で、若者とか熟年者の就業体験など、いろいろなコースを設けて行って来たと思うんですけれども、その実績は、今、どのようになっているんでしょうか。これでいきますと、100人の方々が今度この事業の対象になるわけですか。

塚原労政雇用課長 これは、今まで実施した人材育成事業という枠の中に入る部分であり、実際、研修とか、企業など行き職場研修をしながら、人材を育成して、企業の雇用に結びつけるという事業でございます。今現在、昨年の子11月補正をしていただいた事業が実際に動いており、予定より若干多い雇用を確保しております。

それから、今回のこの事業につきましては、今までは失業者であればだれでもよかったんですが、今度のこの基金は、先ほど申しましたように、3月11日の震災以降失業した方しか対象になりませんので、そういう方を対象とした事業として組み立ててございます。

小越委員 ちなみに、東日本大震災と円高影響を対象とする場合、何か証明するものが必要なんですか。例えば、峡東地域の指名停止のところ雇用が悪化している場合、その方たちもこの緊急雇用が使えるんでしょうか。

か。

塚原労政雇用課長 3月11日以降、離職されたということで離職証明が出るとは思います。それで確認をしているということになってございます。

それから、峡東地域の指名停止の関係で大分大勢の方が離職をされております。その関係の方たちにつきましては、前回の9月補正で離転職者に対する支援事業が組み立ててございますので、それで対応させていただきたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第116号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(中小企業高度化資金について)

鈴木委員 本議会では、中小企業高度化資金の問題が節目となっているけれども、来年度から、株式会社整理回収機構の受託が不可能になったのは、いつわかったんですか。

赤池商業振興金融課長 今年の5月に預金保険法が改正になりまして、預金保険機構を定めたものですが、RCCはそちらの出資を受けている子会的なものです。基本的に国がほとんど出資していますので、金融庁の監督下にあります。金融庁の方針として、民間サービサー業務はもうやらないということになりましたので、来年度から県の委託業務は受けられないということになっています。

鈴木委員 当時、私も監査委員をやっていたわけだ。ここに木村監査委員もいらっしやるのだけれども、これは高度化資金について、平成22年度の企業決算だったかな、そのときに質問したわけだよね。その質問の内容を見て、急遽10月28日に第三者委員会をやったときに、あの答弁で、実際、私はむっとしたけれども、多分同じように、木村監査委員もむっとしたと思う。代表監査委員が知事に決算を承認するべく、知事のところに行って、これこれこうだと答申した。そしたら、知事は何と云っていたかと言うと、「監査委員さん、どうしたらいいでしょうかね」ですよ。

これ、ちょっとだけでも5月のときにはわかっていたんでしょ。

説明をしたけれども、そのときに、監査委員は多分、ばかにされたと思っている。そのとき、あなた方は実際こうなる見通しが多分立ってい

たんだと私は思うんだよね。

この資料というのは、答申があったというけれども、たたき台として、これ、4回ぐらいでこんなに細かいことを詰めているんだから、実際、あなた方はわかっていたと思うんだよね。だから、そのときに言ってくれば、もっと監査委員も答申するときに、「こういうことだからこうだ」ということを知事に言えたと思うのだけれども、ちょっとばかにされているんじゃないかと。その辺どう思いますか。

赤池商業振興金融課長 先ほどの法律改正は確かに5月にありましたけれども、民間サービス業務を受けないというのは、その後、金融庁が決めたということで、明確に法律上できないとか、できるという規定にはなっておりません。

そういう中で、私どもにそういう情報が入ったので、RCCとも交渉して、継続している案件なのでぜひ継続をお願いしたいという話もしたんですけども、RCCも、金融庁などと話をする中でいろいろ交渉した結果だめだということで、5月に明らかに絶対だめだということがわかっていたわけではございません。

鈴木委員

その知事への説明のときに、結局言ったのは、最終的には知事の政治判断だと言ったんだよね。だけど、これを見ると、もし、RCCが来年もずっと継続していくとなっていたら、これは、まだこのままにしておくつもりだったんですか。この辺はどう思いますか。

赤池商業振興金融課長 RCCに委託して既に4年近くになるんですけども、昨年度まで非常に回収額が少ないということで、ぜひ今年度も続けさせていただきたいというお願いをしたのは、担保物件がほとんど売れていないという状況であったからです。

これは、RCCのせいというよりも、甲府地裁の競売が非常に込んでおり、普通であれば、3カ月とか6カ月ぐらいで期間入札に入るんですけども、それが1年以上かかり、あるいはこのような経済情勢ですので、1回で売れなかったら、さらに時間がかかるということもありましたので、ぜひ今年度も継続させていただきたいということをお願いしました。その結果、今年度はかなり競売物件が落札され、回収も多少進んだという状況です。

民間も不良債権については当然、サービサー等をお願いするのですが、民間の場合も、やっぱり3年から5年やって、そこである程度の決着をつけるという状況もあります。今年度は4年目で、たまたまRCCが来年度は受けられないという状況にはなったのですが、基本的にはそろそろ終結の時期であると、事務担当者としては思っていました。

鈴木委員

要は、さっき言ったように、来年もRCCがやってくれれば、県はその方向でいつかは決着しなきゃいけないんだけど、そのいつかの前には方向性を出していないと、実際こんな資料はつukれないわけだ。

だから、第三者委員会が全部決めたわけではなく、執行部がやっぱり練って、たたき台をつくり、第三者委員会の3人の総意のもとで出したという形にしたということじゃないのですか。

赤池商業振興金融課長 債権譲渡につきましては、去年の決算特別委員会で当時の金丸委員から、債権譲渡の道も検討したらどうかと、そういう話もありまし

たので、事務サイドとしては、それを受けて、どんな形があるのかという研究はしていました。

ただ、今回は第三者委員会ということですので、あくまでも3人の専門の意見を伺う中でということで、私たちが全部つくったわけではなく、委員の皆様からの要求に応じては、当然資料も出し、あるいは仕組みを説明しますけれども、あくまでも弁護士、金融の専門家、公認会計士といった専門家の皆様がいろいろ検討していただいた結果です。

来年度以降もう委託できないという状況になりましたので、それを受けて、先ほど、4回ということで短いというお話もあるんですが、毎週1回くらい丸1日ずっと詰めてやりました。それ以外にも、委員の先生方に申しわけないんですけれども、それ以外の時間も費やしていただいて、案文とかをいろいろつくっていただいた。そういう中で、先生方から提言いただいたものですので、決して私どもが、こうしてくれ、ああしてくれということで作ったものではございません。

鈴木委員

それは、ああしてくれ、こうしてくれと言ってつくるものじゃないと、私も思うよ。ただ、実際、監査委員がどこかでしゃべるもんじゃないじゃないですか。監査委員会で知事に答申するときにもう少し説明してくれていればと思いますよ。

知事に代表監査委員がああぐらいのことを答申したのだが、本当はもっときついことを言ったりすべきだと私は思うけれども、それだけの資料がなかったから。毎年、監査のときは同じようなことで、「早く改善を」と、ただそれだけ。そうしたら、知事が「どうしたらいいでしょうかね」と逆に聞いているようなことではうまくないじゃないですか。それはもう終わったことだからしょうがないけれど。また、木村監査委員がどう思うか、あとで質問があると思いますけれども、一応そんなこともあって、この質問をさせていただきました。

この間もいろいろ説明してもらったけれども、もう1回、回収の状況的なものを、把握している部分の中で説明していただきたいと思います。

赤池商業振興金融課長 これまでの回収状況についてですけれども、数字が幾つか出てきますので、申しわけありませんけれども、中間報告書をまた配らせていただいでよろしいでしょうか。

堀内委員長

執行部から資料の提出がありましたので、事務局から配付させます。

(資料の配付)

赤池商業振興金融課長 中間報告書の2ページをごらんいただきたいと思います。こちらの表2というところにありますが、まず主債務者からの回収、これはかなり破綻あるいは破綻に近い状態になっていまして、なかなか回収はできないんですけれども、味のふるさとのほうから989万円余回収しております。こちらも仕組み的に一宮明和というところが債務を引き受けましたけれども、そちらが明和醸造という会社に貸し付けた賃料を一宮明和がもらって、それを県に返している仕組みになっています。そういう業績不振という中でなかなか回収できなかったんですけれども、今年の1月に明和醸造が再生の申し立てをしましたので、逆にそちらのほうで弁護士がついたということで、一定の賃料を入れていただいている。それが主なものです。

協同組合コウフシティジュエリーセンターにつきましては、こちらは

当時の役員から少しずつ回収している部分です。それから、山梨ニューマテリアルにつきましても、RCCが入り、いろいろと交渉する中で多少返していただいた部分があります。同様に、玉穂商業開発と塩部ショッピングセンターも同じような形でRCCが交渉して回収した部分も含めて、こちらは主債務者から1,600万円ほど回収しております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは担保物件の実行による回収一覧ということです。コウフシティジュエリーセンターにつきましても、RCC委託前に既に競売が行われまして、県に配当がありましたので、7,200万円余り回収しております。それから甲南食品につきましても、去年、競売がありまして、それで落札されましたので、県への配当が500万円ほどありました。塩部ショッピングセンター、玉穂商業開発につきましても、今年の初めに入札、落札がありまして、今年度に入りまして、落札額が配当になっていまして、それぞれ3,000万円、7,000万円近くということです。山梨ニューマテリアルにつきましても、この前落札されまして、1億3,000万円ほど配当になっております。そういうことで、競売による回収は2億3,600万円ほどになっています。

それから、これ以外に、譲渡担保を設定しておりますので、そちらのほうを管財人あるいはRCCが売却をしたりということで、甲南食品から500万円、山梨ニューマテリアルから500万円。甲南食品については、RCC委託前ですけれども、それらを含めて1,000万円ほど回収しております。全体で3億1,900万円ほどの回収となっております。

つづいて4ページですが、こちらは個人情報が入っていますので、ちょっと黒塗りさせていただいています。甲南食品からは4名終了しており、685万6,000円。こちらはRCC委託前の数字です。

それから、RCC委託後につきましても、味のふるさとなつきましてもは6,500万円ほど、甲南食品については360万円、コウフシティジュエリーセンターについては965万円ほど、身延ショッピングセンターについては620万円、山梨ニューマテリアルについては1,692万円ほど、玉穂商業開発につきましてもは3,300万円ということで、合計1億3,500万円ほどとなっています。

鈴木委員 確かに回収はしてきているんだけど、RCCに2億円以上経費をつぎ込んでいます。この経費の内訳みたいなのはあるんですか。

赤池商業振興金融課長 こちらにつきましても数字が幾つもありますので、できれば資料で説明させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

堀内委員長 執行部から資料の提出がありましたので、事務局から配付させます。

(資料の配付)

赤池商業振興金融課長 前回の委員会のおきにお配りした資料の時点修正したものと、その内訳を書いたもので作り直してありますので、そちらのほうで説明させていただきます。

先ほど、鈴木委員からもご質問がありましたように、現在、一番上の委託料の色が塗ってあるところが、11月21日の中間報告の段階ですけれども、2億2,163万円委託料がかかっております。

こちらの内訳ですけれども、内訳の下にあります、管理手数料、これ

は、ちょっと言葉は悪いですが、基本料金的なものです。そちらがそれぞれあり、今現在、累計で1億6,785万3,000円、一番右の計の欄です。こちらは不良債権の額に何%というような計算で契約しているものですから、そういう数字になっています。

次の回収手数料ですが、これは成功報酬と言われるもので、回収があった場合に、それにも一定の率を掛けて、成功報酬として支払うものです。これが1,700万円ほどです。

次の管理回収関連費用ですが、こちらは、RCCがやろうと、県がやろうと、同じようなお金がかかると理解していただければありがたいのですが、競売予納金が1,600万円ほどかかっています。幾つか仮処分の申請をしていますので、この保証金が1,000万円ほどかかっています。ただし、これは仮処分が終結すれば返ってくるお金です。

それから弁護士費用が1,000万円近くかかっています。その他法的対応費用等ですけれども、これは裁判をするのに裁判所に納めるお金だとか、あるいは差し押さえをするのにかかった費用です。こちらが673万円ということで、管理・回収関連費用が4,300万円ほどかかっています。内訳としては以上です。

鈴木委員

わかりました。会社だったら、例えば費用対効果というものがありますよね。そうすると、2億円経費を使って返ってきたのがこれだけかという感じがするんだけど、この辺どういうふうに考えていますか。

赤池商業振興金融課長 その辺は昨年度、あるいは今年度も含めて非常に御指摘を受け、私どもも、なるべく多く回収したいという思いがあり、RCCにもそういうお願いをしているところです。しかし、実際は不良債権からの回収につきましては、一般的には担保物件からの回収が一番多いようなんですが、それが先ほど説明したように現時点で約3億2,000万円にとどまっているという状況です。

事業費の80%を貸し付ける高度化事業におきましては、貸し付け時に当該財産100%分を取得した土地などを建物全体に対して抵当権は設定しているので、貸し付け時自体では担保価値を有していたと考えられるのですが、今回、不良債権化したほとんどが、バブル景気崩壊後の貸し付けであったため、その後の地価がかなり下落したり、建物も築後かなりたってきているということから、裁判所の評価が非常に低い評価になってしまい、貸付高に比べますと非常に低くなってしまっています。また、先ほど説明したように、1回目で必ず落札されるわけではなく、2回目以降になると、その7掛けとか5掛けというふうにかなり落ちてきますので、さらに金額が低くなってしまいう状況です。

貸付金額が一番大きい、味のふるさとの物件につきましては、まだ1回目の入札を昨年3月にやったんですが、それで落札されなかったので、2回目の入札がきのうまで行われておりました。その開札結果は12月15日にわかりますが、こちらは買受可能価格ということで、最低の価格で2億数千万円と言われていています。それが落札されれば、もうちょっと回収はふえるかなと思っています。ただ、12月15日にならないと結果がわかりませんので、落札されるかどうかはまだ不明です。

それから、あと、残されている身延ショッピングセンターですが、こちらは3回入札して、かなり低い額となっていたんですが、それにもかかわらず落札されなかったということで、普通、裁判所は、3回競売してだめな場合は、もうそれ以上はやらないという決まりのようですので、こちらについても、売れず厳しい状況ということで、担保物件自体も非

常に回収が少なかった。

連帯保証人からの回収につきましては、RCCの持っているノウハウを生かしていただき、法的手続も含め、取り得る手段は講じているのですが、やっぱりなかなか高齢の方や、あるいはもう財産もないという方々が多いということで、結果的には現時点で1億5,000万円の回収となっています。

債務者からの回収につきましては、先ほど言いましたように、もともと組合が破綻あるいは自主的に破綻しており、破産手続をとった組合でも配当がないということで、1,600万円ほどの回収にとどまっております。

鈴木委員

まだほかにも各委員から質問が出るとは思いますが、RCCに委託して4年目ということだが、RCCと話し合いを行う中で、達成目標みたいなものはあるんですか。これだけお金をかければ、やっぱりそういうものがあって当然だと思うんだけど、達成率は何%なんていうように設定がされているんですか。

赤池商業振興金融課長

達成率というか、目標ということは特に数字で設定しておりません。やっぱりRCCの持てるノウハウを生かし、できるだけ多くの回収をしてほしいということで協議をしながら進めてきたものです。

早川委員

私も関連しますが、高度化資金の今後の処理策ということで、本会議と若干重複するかもしれませんが、まず、出された中間報告書に示された方策をとった場合、県民の負担はどうなるのか。これは重要なことであるのでお伺いします。

まず、県による回収、それからRCC以外のサービサーへの回収委託、そして、第三者への債権譲渡という3つの方策が示されていますけれども、本会議において、当会派の山下委員のそれぞれの方策を選んだ場合の県民負担を示すべきという代表質問に対して、知事は今の国の制度では、債権放棄や債権譲渡の手続をとらない場合、県が中小機構から借りている元金、利息、違約金の約77億円が免除されないという答弁をしています。しかし、この3つの処理策によるそれぞれの県民負担が示されなかったんですね。そこで、それぞれの方策を選んだ場合に、具体的に一体どれぐらい県民負担が生ずるのか、まずお答えいただきたいです。

赤池商業振興金融課長

まず、県による回収、あるいはRCC以外のサービサーへの回収委託により続けるという場合ですが、それぞれの回収可能額は今、明示することはできません。ただ、先ほど説明したように、RCCがもう4年やっているという状況で、担保物件もほとんど処分済み、連帯保証人に対しても、これまで取り得る限りの手段を尽くしているということで、これ以降は多額の回収は望めないものと考えております。

一方、回収に要する費用につきましては、県による回収の場合ですと、人件費や、その他の経常的な経費、これは職員が大体2人ぐらいが業務に当たるものと考えていますが、こちらが1,350万円ほど。あと、今回も預金の差し押さえ等もしているのですが、例えば、さらにそれを拡大するとか、あるいは物を押さえるとかということまでするかどうかは別として、そういうことがあった場合、法的対応費用も150万円ぐらいかかるということで、合わせて1,500万円ほどかかるのではないかと考えています。

それから、RCC以外のサービサーの回収の場合は、本年度のRCC

の契約をもとに試算しますと、先ほど言った基本料金的なものである、管理手数料が1,800万円ほど、それから委託する以上、やっぱり職員も業務が1人分ぐらいは残るということで、こちらが600万円ほどかかる。そして、先ほどの法的手続費用も150万円ぐらいかかるということで、RCC以外のサービサーに委託した場合は2,600万円ぐらいかかると見込まれています。

これに対しまして、第三者への譲渡につきましては、当然、譲渡する際の若干の事務経費がかかりますが、仮に譲渡が可能で中小機構が免除を認めていただければ、今後の費用負担はなくなる。先ほど委員の御指摘のとおり、知事が答弁したように、現在、元金、利息で58億円、あと、中小機構にも県のほうで支払っていない状況ですので、これに対する違約金もあり、その合計77億円が免除になるという想定をしております。

早川委員 経費の問題はわかったんですが、回収見込みを示すことが難しいと言うのは、どのような理由からなんでしょうか。例えば、試算ができないとか、現段階では示すことができないなどあると思うんですが、ちょっと教えてください。

赤池商業振興金融課長 現段階で示せないということではなく、先ほど言いましたように、物件につきましては、味のふるさとは、きのう入札期間が終わりましたので、12月15日に売れたか、売れた場合、幾らで売れたかというのがわかります。

ただ、残る物件は身延ショッピングセンターだけなんですけれども、先ほど言いましたように、もう3回入札をやって、約3,600万円です。最低価格が設定されているのですが、それも買ってもらえなかったということです。そんなことで、裁判所がもうこれ以上競売はしないと断っており、どのくらいで売れるかという見込みがつかず、場合によってはこのまま売れないという可能性もあります。

それから、連帯保証人につきましても、かなりの預貯金の差し押さえまでしていますので、それ以降、回収できる額が算定できないと言うか、あまり見込めないというふうに考えております。

早川委員 いずれにしても、どの方策をとっても、多くの回収が見込めないということですが、多額の損失になると思いますけれども、この損失はもちろん結果的に県民が負担することになります。

そこで、次に、県の貸付審査時や債権管理に対する責任について改めて伺います。これも本会議において知事は、貸付審査や債権管理が適切であったかについては、第三者委員会において引き続き調査していただいていると答弁をされていますが、私は客観的に見ても、貸付審査や債権管理上に問題点があったと思います。第三者委員会の調査・報告を待つ以前に、このような多額の不良債権となったことに対して、現時点で県として審査や債権管理に関する責任をどのように考えているのか伺いたします。

赤池商業振興金融課長 早川委員御指摘のとおり、やっぱり結果として全額回収が見込めないということで、多額の貸付金が回収できなくなります。そういう状態になっていることにつきましては、貸付額の前原資が国や県の税金であるということで、大変申しわけないものと考えております。

なお、この制度は国の制度にのっかってやってきておりますけれども、

先ほどの貸し付け時のこれまでの債権管理が適切であったかどうかにつきましては、第三者委員会から中間報告をいただいておりますが、これ以降もその部分を中心に議論していただくことになっており、最終報告をいただいたときに、その調査結果を報告して、御議論いただきたいと思います。

早川委員 　いずれにしても第三者委員会に厳しく検証していただきたいと考えますが、最終報告書では、県としてしっかり対応の問題点、そして責任をはっきり示していただいた上で、最終処理策を議会に報告していただいて、その後しっかり議論して、県民に御負担の理解を得られるようにしていくことが大切だと思います。

保延委員 　大変な問題でありますけれども、この譲渡担保の売却は、甲南食品と山梨ニューマテリアルの2社となっておりますが、他の会社の設備関係といったものの競売状況とかはどうなっているんですか。

赤池商業振興金融課長 　高度化資金の貸し付け対象となっているところについては、当然、工場抵当というやり方もあるんですが、大きいものであれば、譲渡担保を設定するという当時のやり方だったので、そういうものについては、譲渡担保を実行しますと県に所有権が戻ってきます。このような形で処分しているんですが、ほかの組合については、直接、高度化資金の対象となったものはありません。あるいは、味のふるさとのように、工場抵当により全体を抵当にしているというのはありますので、個別の物件の譲渡担保の処分はありません。

保延委員 　味のふるさとの競売はどうしてそんなにおくれてしまったんですか。結局、今、デフレの関係で土地の価値がどんどん安くなっている状況です。その辺の何か理由はあるんですか。

赤池商業振興金融課長 　味のふるさとにつきましては、もう3年以上前になるのですが、平成20年8月に担保不動産競売の申し立てを行いました。先ほど言いましたように、甲府地裁はかなり競売が込んでおり、実際に競売になったのが1年半ぐらいたった平成22年3月ということで、それが1回目でしたが、そのときは落札がされませんでした。

工場抵当ということで全体の設備などと一緒に一括で競売にかけているんですが、明和醸造が実際に建物を使って醸造等をしており、その後、その会社が、そのうちの設備の一部は自分のものだということで、裁判所に異議申立をして、その裁判に入ってしまったために競売が停止されてしまいました。

そういう中でいろいろ争っていたんですけれども、今年の1月、明和醸造が逆に再生申立ということになりました。そして、管財人が入る中で弁護士同士の話し合いで、なるべく早く向こうも和解しないと、再生のほううまくいかないという状況から、和解により異議申立がなくなり、改めてもう一度、一部査定を裁判所のほうでやり直して、今回、12月1日から8日までの期間入札ということで設けられたものです。2回目ですけれども、非常に長い時間がかかってしまったという状況です。

保延委員 　結局やるのが後手後手に回って遅くなったと。要するに、ほかの組合の回収も、ほとんど去年、今年というような状況で競売なんかもやっているわけですが、やっぱり原因は破綻をした時点で、もう少し早く手

を打って対応すれば、回収額だってもっと見込めたと思います。いずれにしても、県の対応の遅さ、これがすべての結果になっているのだと思います。

それから、今、連帯保証人の方々が黒塗りになっていますが、これをこの委員会でこの連帯保証人、またこの回収についても、内容を明確にさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

赤池商業振興金融課長 今、黒く塗りつぶしているところは、個人情報ということで、個人の正当な利益を害するおそれがあるという不開示情報に当たりますので、公開の場ではお答えすることができません。御了承いただきたいと存じます。

保延委員 そういうことでありますので、この委員会をぜひ秘密会にさせていただいて、その辺を明らかにさせていただきたいと思います。

堀内委員長 もう一度、執行部に確認します。公開の場では答えられないということですか。

赤池商業振興金融課長 情報開示上も不開示情報に当たるということで、公開の場ではお答えできません。

堀内委員長 質疑に係る資料はありますか。提出が出来ますか。

赤池商業振興金融課長 今のところは、すぐというわけにはまいりませんが、用意することはできるとは思います。

堀内委員長 委員長より申し上げます。保延委員の高度化資金に関する質疑に対し、執行部から、公開の場では答えられないとの答弁があり、審議が停滞しておりますので、暫時休憩いたします。

(休 憩)

保延委員 個人情報ということで、委員会では公開ができないということでありますので、先ほど私が提案しました秘密会において、連帯保証人の明示をしていただきたい。そうしないと、この問題はなかなか難しい問題ですので、そのことを委員の皆さんにも周知していただいて、前へ進めていただきたいと思います。いかがですか、委員長。

堀内委員長 ただいま保延委員から、秘密会を開催すべきとの動議がありました。よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、本委員会を秘密会とすることは可決されました。

この際申し上げます。山梨県議会会議規則第94条の規定によりますと、傍聴人及び委員長の指定する以外の者を委員会の外に退去させなければならないとされております。

私が指定いたしますのは、本委員会の委員及び出席説明員のうち、新

津産業労働部長、堀内産業労働部次長、望月産業政策課長、赤池商業振興金融課長、平賀商業振興金融課総括課長補佐、柏木商業振興金融課長補佐並びに議会事務局職員であります。

次に、執行部で資料作成に時間を要するとのことであるため、企業局関係の審査の後、高度化資金に関する質疑について審査したいと思いません。

お諮りいたします。本発議どおりと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、高度化資金に関する質疑については、企業局関係の審査の後、審査することは可決されました。

高度化資金に関する質疑でこれ以上、あるいはほかに所管事項に対する質疑はありませんか。

山下委員 委員長すみません、今、秘密会の資料の提出で、保延委員から連帯保証人のところの黒く塗っていたところの資料を提出してほしいというんですが、僕が知りたいのは、当時これを貸し付けたときの状況を説明してもらいたいんです。なぜ、この会社に貸し付けることになったのか。こんなことを言っただけで、明和なんていうのは最初から破綻するつもりで金を借りたような感じがするんです。ですので、その状況がわかる資料により、ぜひとも説明していただけるような秘密会にしていただければということをお望みさせていただきます。

赤池商業振興金融課長 先ほどの個人情報の部分は、RCCとかとの調整の時間を若干いただければお出しできると思うんですが、7団体、かなりいろいろ経過がありまして、また資料も寄せ集めなければなりませんので、今日、企業局の後ということでも非常に時間がなく、口頭では御説明ができると思うんですけれども、あんまり細かいお話とか、資料提供などとなると、ちょっと難しいかと思っています。

保延委員 債権放棄、あるいは債権譲渡をしないと、中小機構からは県の債務の免除を認められないということでもありますけれども、譲渡しなければそれを認めないということは、どこに理由があつてのことなんですか。

赤池商業振興金融課長 先ほどの中間報告書にも一部記載があるのですが、7ページをごらんいただけますでしょうか。

高度化事業は国の事業ということで中小企業基盤整備機構がやっており、そちらのほうでいろいろな規定をしているものがありまして、それが、2の「不良債権処理の方法について」の中にあります、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則に基づいて事業をやっているわけです。

その中で、中小機構が県に対して償還を免除できる要件が決められています。まず、そこの(1)が定められていますが、これは主債務者、連帯保証人も含めて、それらが次の要件のいずれかに該当し、債権放棄が行われた場合ということで、いずれ議会の議決は必要となるのですが、こちらのほうを見ていただければわかるように、裁判上の和解とか、その他いろいろありますけれども、無資力あるいはこれに近い状態まで持っていけないと債権放棄は認められないという決まりになっています。

一方、一番下にあります、(2) 次のいずれかの要件に該当する債権譲渡が行われた場合ということで、アとして、地域中小企業再生ファンドへの債権譲渡です。これは主に再生を目的とした債権譲渡を想定していると思います。それから、イで、上記ファンド以外の第三者への債権譲渡。これは平成18年度の行革の中で、高度化資金につきましては、今まではなるべく中小企業を助けるということで、条件変更とかを認めて、なるべく返せるまで我慢してもらおうという国の方針に基づいて県もやっていたわけです。しかし、先ほどの行革などで変わり、平成19年からは不良債権処理も促進しろという、中小機構からの要請もあり、本会議でも知事が答弁したとおり、県でもRCCに委託して回収に入っているわけです。

平成18年のときに、ここの「上記ファンド以外の第三者への債権譲渡」という要件が入ってきました。これは今言いましたように、国が当時、平成17年度末の不良債権を平成22年度末までに何とか半減しろということでやっていたので、債権放棄までいけない場合も、債権譲渡も可能ですよということで要件を入れてきました。ただ、今のところはこの2つ、債権放棄または債権譲渡で議会の議決を経た場合しか償還免除は受けられないということになっています。

保延委員

先ほど、山下委員からも話がありましたが、貸し付け時の状況や債権管理などが大分ずさんだになっていたんじゃないですか。だから、結局、こういう結果になってきているのだと思います。

高知県なんかは、高度化資金のことで副知事が辞任したんですね。だから、県の責任といったものを本当にしっかりと受けとめてもらって、ただ、「こうなりました。すみません」では、この問題は済まない問題だと思います。これは、現職の産業労働部の方々だけの問題ではなく、当時の貸し付けとか、今までの債権管理などといった問題がものすごく重い問題になっております。今からその辺の最終結論が第三者委員会を出ると思いますが、ぜひそれに対しての執行部の考え方をお聞かせいただきたい。

赤池商業振興金融課長 貸付審査あるいは債権管理上の問題点につきまして、責任を明確にということですが、先ほど言いましたように、第三者委員会でもその点を中心に、今後2回、委員会の開催を予定しております。貸付審査、債権管理が適切であったかについては特に厳格に審査いただきまして、その結果につきましては、最終報告をいただいた後に御報告させていただき、御論議いただきたいと思います。

清水委員

今、鈴木委員、保延委員、早川委員、それぞれの委員からいろいろ質問が出たわけでございますけれども、これ、本当に大変な問題でございます。秘密会の開催が提案され、これを実施するわけでございますけれども、第三者委員会がこの後、どのような結論を出すかわかりませんが、しかし、このままいっても、なかなかこの問題の解決にたどり着くには大変なことだと思います。

しかし、いずれは解決をしなくてはならないわけでございます。新たな施策に取り組むためにも、債権譲渡の道を探ることが適切ということをご判断するかわかりませんが、私はこういったことについて、今後なお一層、県の職員の取り組みを新たにしないのではないかと思います。そんなことについて、1つ、新津部長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

新津産業労働部長 本会議でも知事から答弁を申し上げましたとおり、第三者委員会から最終報告をいただきまして、本議会の常任委員会を初めとする議員の皆様のお意見を伺った上で、今後、処理方針を定めていくということになるわけでございます。

先ほどから申し上げますとおり、12月15日に味のふるさとの開札がありますと、執り得る限りの手段ということで、それが落札したかどうかということにより、残債が確定いたしますので、その時点以降では、今後の回収見込みが大きく変わることがないという状況になります。それ以降、本議会の皆様のお意見を伺った上で県としての方針を定めていくということになるかと思えます。御理解をお願いしたいと思えます。

小越委員 秘密会に関係することになったら、そこでまた質問したいと思えますが、今回、債権譲渡にするという方針が出されましたけれども、第三者への債権譲渡については、だれでもいいというわけにいかないと思うんですが、それにはどのような基準を設けているんでしょうか。

赤池商業振興金融課長 債権譲渡する方針はまだ決めていませんが、中間報告の中で、第三者委員会から、譲渡するとした場合、サービサーは幾つもあるわけですが、やっぱりある程度一定の社会評価のあるサービサーを選んで、指名競争入札にしたかどうかという御提言をいただいています。

小越委員 それなりに社会的評価がされている業者を選び、指名競争入札をするということですね。

それで、この報告によると、担保もとったし、これ以上回収の見込みはないという中で、それでも債権譲渡をして、札を入れてくれると言うか、もらい受けますよという業者の見込みはあるんですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど答弁いたしましたとおり、特にまだ方針として決めたわけではありませんので、そこは答えできません。

小越委員 これ全部で、県と国の分で、資料で見ると100億円ぐらいあるんですけども、ここに、高額な売却は期待できないと書いてある中では、100億円は多分だめだと思うんです。本当にこれで譲渡というところで道が開けるのかちょっと不安なんですけれども、その見込みと言うか、金額的な問題で、ただだったら100億円だし、1万円なのか、10万円か、100万円か、1,000万円か、1億円など、そういうところの見込みと言うか、方向みたいなものはあるんですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど言いましたように、まだ検討していませんので何とも言えませんが、先ほどちょっと答弁させていただいた、去年、金丸委員が決算特別委員会でおっしゃっていたのは、金融機関は、たしか100分の1以下ぐらいで売ってしまうと、そんな話は聞いたことがあります。あと、金融機関でも極端な例で言えば、1円などという例もあると聞いています。サービサーの世界だと、ある程度、かなり回収が進んだものについては、1債権1万円というような話もあります。ただ、それはあくまでも聞いた話で、実際、本県の方がどうなるかというのはまだ検討していませんので、わかりません。

小越委員 今話を仮定すると、6件で6万円、100億円に対して6万円というのはあんまりだと思いますけれど、そうは言っても、だれも手を挙げず、債権譲渡の道がないという場合には、どのような道があるんですか。

赤池商業振興金融課長 県が77億円を返すことができなければ、あとは回収をずっと続ける。その後、不良債権額と延滞金が増え続けるということになり、先ほどの7ページにある要件に、連帯保証人をみんなここまで追い込んで、やれるまでやらないと免除を認めないということでは、かなり時間と費用はかかると思います。

ただ、この辺は逆に、いつまでやっていいかということがありまして、先ほど鈴木委員からも御指摘を受けたんですが、国としても、平成22年度末は過ぎてしまったんですけれども、半減するという方針の中で、山梨県が積極的にRCCに委託して先駆的にやっており、そういう中で委託料の負担もしていただいています。そういう中で、逆に中小機構のほうからも、そろそろけりをつけてほしいと、そういうことは言われていますので、ずっと細々と回収を続けていけるとは考えておりません。

小越委員 譲渡するのか、それとも放棄するのか、それによって中小機構からの免除を受けるという判断をする、時期的なそういうリミット、今年中とか、来年とかという時間的な最終判断をする期限というのは決まっているんですか。

赤池商業振興金融課長 先ほどお話ししたように、平成22年度末を目標にしている、それはちょっと過ぎてしまったんですが、逆に、国のほうも、それから先いつということは特に言われていません。当然、もともとの目標が過ぎていきますので、できるだけ早くということはいつも言われております。

小越委員 この高度化資金の焦げつきが全国であるようなことを聞いております。1点確認したいんですけれども、この高度化資金で、全国では、いわゆる同和対策としての地域改善対策の枠があったそうです。山梨県ではこの枠はないですね。そして、今回もそれは入っていないというのを1つ確認させてください。

赤池商業振興金融課長 本県では入っておりません。

小越委員 いろいろな反社会的な問題も含めてですけれども、相手先にそういうことの事情があるんでしょうか。

赤池商業振興金融課長 反社会勢力ということで、一時期、味のふるさとに関しては、私が来る前ですけれども、若干いろいろ話があったとは聞いています。ただ、RCCに委託後は、RCCが窓口ということで、RCCは反社会勢力に対してかなり力を入れてやっていますので、それ以降は特にそういう問題はありません。

小越委員 審査の手続で確認したいんですが、これは中小機構と県がやっているということで、申請をしたら、だれがここにお金を幾ら貸して、幾らぐらい返してもらおうのか、それから返済猶予とありますが、それはだれが決めていたんですか。県ですか。中小機構ですか。

赤池商業振興金融課長 猶予の話ということであれば、組合等の申請に基づきまして、

県が経営診断して、その結果、適当ということであれば、中小機構のほうにお願いし、承認をいただいて、償還猶予あるいは条件変更を行っております。

小越委員　この貸付金が不良債権となる問題が大きな県政の課題となってきたのは、平成19年の行革のとき、国からの方針が変わった、そのときが初めてなんですか。

赤池商業振興金融課長　それまでも当然、先ほどの2組合ほどは既に倒産状態にありましたが、大きく金額が膨れたのは、先ほどの行革に伴って不良債権処理を促進すると、そういう方向になってからだと考えています。

小越委員　私、平成15年2月21日の山梨県公報号外で、包括外部監査の指摘を受けて、監査が報告しているのを見たんですけど、この高度化資金について、「現在の延滞債権及び返済条件を変更した債権の大部分は、中小企業高度化資金貸付金であり、猶予決定をする際の返済計画についての審査は慎重を要するものが見られる。販売計画の数値の実現可能性についての検討は極めて困難で」と、ここにずっと書いてあるんです。平成15年2月ですけども、包括外部監査をしたのは平成13年度末の実態をもって平成14年度中にこの包括外部監査が出ているんです。平成13年末ということは、今からもう10年前のことなんです。10年前にも、このとき、ものすごい金額が出ているわけですよ。それから10年間経過する今日まで、県は包括外部監査から指摘を受けて、何か検討を考えたことはなかったんでしょうか。

赤池商業振興金融課長　先ほどの時期はおそらく、ちょうど味のふるさとが破綻して、当時、かなりの不良債権、返済ができなくなったという大きな金額だったと思います。それにつきましては、管財人や、裁判所が入る中で、新しい引き受け先を見つけるということで、また新しい方にそこを買ってもらいかわりに債務を負ってもらってという形でやっていました。あと、やはり政策金融ということで、中小企業が集まって頑張っているというものを応援する制度ですので、中小企業が頑張っている場合には、できるだけ償還の条件変更も認めるということで、国とも協議しながらやっています、そんな状況で平成18年まできたと承知しています。

小越委員　ここの平成15年の公報によりますと、味のふるさとだけじゃないと思うんです。当初から185億円の貸付条件変更、平成13年度末でリスク管理債権が発生しているのが8件、131億400万だと、このとき既に書いてあるんですよ。

そのときの具体的なところが書いてあるんです。Aリスク管理債権は事例としてこういうことが問題だと。Bリスク債権はこういう問題があると。破綻債権について適切な指導・措置をすべきものということで、ここにも書いてありますよね。多分、これが味のふるさとだと思うんですけども、組合の資産を県に無断で銀行に根抵当として差し入れるという、金銭消費貸借契約違反に適切な措置をとるべきであったと、ここまで具体的に、A、B、Cリスク管理債権と破綻債権と具体的に指摘されているんですけども。その当時、皆さんいらっしゃらなかったかもしれないけれども、包括外部監査に指摘されて、監査委員から出しているものですから、その後10年間、何もこの問題について検討してこ

なかったということは、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

赤池商業振興金融課長 先ほど申しましたとおり、中小機構とも相談しながら、条件変更を認めているわけですが、ただ漫然と認めているわけじゃなくて、当然、経営指導とかを行う中で、何とか頑張っていただけるように指導はしていたと思います。

小越委員 もう1つここに、「有効性のフォローの有無」というところで、中小企業高度化資金貸付事業の中で利用状況報告書を年1回提出させているとあるんですけれども、味のふるさを含めて、貸し付けをした後、年1回の利用状況報告書というのは出されていたんですか。

赤池商業振興金融課長 今、手元に資料がありませんので、また後ほど調べて、御説明いたしたいと思います。

小越委員 私、今になって始まった話じゃなくて、前からこうやって県政の中で、包括外部監査で取り上げるということは、かなりの問題だったと思うんです。それをここまできたというのが1つ問題であるということと、それから、確かにここにも外部監査委員の方が、「国の制度のあり方の問題であり、そのときの販売不振のことがあるから、いたし方ない点」と書いてありますけれども、それにしても、この10年間で、どうしたらいいのかという検討が少しあってもよかったです。とりわけ、年1回に提出される利用状況報告書があれば、貸し付けるとき、また、貸し付けた後、それを見ているいろいろな指導ができたのではないかと思います。

ただ、この貸付制度は、うまくいったものもあるんですよね。今回はバブルの直後に貸し付けて、販売不振、見込みが甘かったということも含めですけれども、うまくいったところと今回うまくいかなかったところと、この違いはどこにあるんですか。審査のやり方がまずかったんですか。

赤池商業振興金融課長 その点につきましては、今、第三者委員会で検討していただくんですけれども、昭和42年から高度化事業を本県で始めているんですけれども、現在まで780億円ぐらい貸し付けをしました。そのうち不良債権化したのが111億円ということで、それまでは非常に感謝もされたし、いい施策ということで皆さんに利用していただいて、中小企業がより大きくなったということはあると思います。

ただ、委員御指摘のとおり、やっぱり今回のほとんどは、バブル直後、あるいはもうちょっとたってからということで、長期間、これだけ景気が落ち込み、地価がずっと落ち込むなどといったことが、なかなか見通せない状況の中でつくられた計画だと思われしますので、その辺のことはあったと思いますが、それも含めて、今、第三者委員会で検討していただいていますので、また最終報告が出たところで御報告させていただきたいと思います。

山下委員 さっき、赤池課長は国が中小企業に対してやっている問題だから、あんまり、過度な取り立てをするなという国の指導もあったと言うんだけど、本来、そもそもこの制度というのは、国が県に貸し付けて、県が組合に貸し付けるという組立てなんですよ。と言うことは、県が国に

払えなければ、違約金を県が払わなければいけないんですよ。だから、国がそんなことを言っても、県だって一生懸命、回収しなかったら、金を払わなければいけなくて、なおかつ、違約金まで払わされるんだから、正直言って、もし、国がそんなことを本当に言っているんだったら、おかしい話だと思います。

それで、委員長、秘密会をこの後、夕方5時までにするというんだけど、14日まで議会があるんですから、12日の午前中に日を改めて行うようにしていただいたら、資料と一緒に出てくるんじゃないかと思えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

もう1点、この問題は、結局、第三者委員会でこのままでいったら、多分、譲渡の方向になるんですよ。となれば、この問題はもう風化してしまうんです。ぜひとも、ここでやらなかったら、県民に対して示しがつかないと思えますから、なぜ、この組合に貸し付けたのか、連帯保証人に取りに行けなかったのか、担保物件はどうだったのかということをお大いにこの委員会で頑張ってお願ひしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

臼井委員 後ほど審議するまでに、この中間報告の2ページの最上段に、これまでの4回の審議状況がある。県職員や、RCCからの聞き取りなどがわかる、この4回の資料も出してください。委員長いいでしょう。

赤池商業振興金融課長 資料は用意いたしますが、いつですか。

臼井委員 次の審議で結構です。

堀内委員長 先ほど山下委員から提出を求められました資料につきまして、執行部で本日中の作成は困難というようなことでありますので、秘密会については、12月12日、午前10時に審査したいと思えます。お諮りします。本発議のとおり決することに異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

堀内委員長 異議なしと認めます。よって、高度化資金に関する質疑については、12月12日、午前10時に審査することと決定されました。それでは、審査の途中でありますけれども、ここで休憩に入りたいと思えます。暫時休憩します。

(休 憩)

(峡東地域の建設業者の指名停止問題について)

小越委員 峡東地域の指名停止の短縮にかかわる産業労働部の調査報告が出ております。それについて少しお伺いします。指名停止業者に産業労働部が10月と11月に調査をされておりますが、これ以前には調査はされていないのでしょうか。

望月産業政策課長 それ以前につきましても、逐次、商工会等の状況や雇用の状況等を毎月1回ずつ調査しております。

小越委員 知事の所信表明にも、指名停止を行うに当たっては、指名停止が地域に与える影響について注視し、大きな影響が生じた場合には必要な措置

を講ずる。経済や雇用に関して毎月調査を行い、注意深く観察してまいりましたとあります。今まで調査をやってきたと言うんですけども、10月以前の状況はどのような状況が調査の結果、わかったんでしょうか。

望月産業政策課長 4月、5月と調査を毎月やっておりましたが、雇用の関係では、その時点でまだ指名停止となったばかりですので、解雇とかという報告はございませんでした。その後、各商工会から、だんだん厳しさが増しているというお話は聞いておりました。

小越委員 聞いていたことに対して、何か必要な措置を講じていたんでしょうか。

望月産業政策課長 まず、指名停止後でございますけれども、金融支援ということで、5月8日、県内の金融機関に要請するといった措置はとってきました。

小越委員 10月、11月の分として、こうした本格的な資料が提出されましたが、その前の資料というのは提示されないんですか。

望月産業政策課長 本格的に聞き取り調査やアンケート等をしたのが10月でございます。その前の段階ということでは、商工会等を通じた聞き取りなどを逐次やっておりましたけれども、それらについての公開はしておりません。

小越委員 例えば、10月にやったこの調査によりますと、峡東地域の実情把握、は今までもやっていたわけですよ。それから、建設業を除く商工会の皆さんからのアンケート調査や、商工会、ハローワークからの聞き取りなどあるんですけども、大体、商工会というのは、請願人の団体であったわけですから、このような請願人から聞き取りをすれば、請願の文書と同じ内容が出てくるんじゃないですか。

望月産業政策課長 商工会は、地域の中小企業、小規模事業者などを支援する組織として存在しており、そういう広い観点から調査をしております。

確かに商工会は請願人ではありますが、聞き取りの中でほかの業種・業態はどうだろうかということで、商工会としてしっかり分析した報告をいただいております。

また、私どもといたしましても、商工会の聞き取りを行うとともに、地域の建設業以外の100社にアンケートをするなどして、もう一度その内容を精査したということでございます。

小越委員 それで、この調査により、結果的には指名停止したことによって峡東地域の経済と雇用が悪くなったということですね。

例えば、円高の影響とか、大震災などと、先ほど最初に部長からお話がありましたけれども、こうした、円高の影響や震災後のことによって、峡東地域ばかりでなく、国全体、山梨県全体が落ちていると思うんですけども、どうして指名停止によってこれが悪くなったというふうに言えるんですか。

望月産業政策課長 全体の影響に対する個々による分析は非常に難しいんですけども、聞き取り調査やアンケート調査で、指名停止の影響を受けて悪化しているという企業をもう一度追加調査により訪問して確認いたしました。

悪化の度合いは、それぞれ違いがありますが、例えば、資材業者、建

設資材を扱っている会社は7割減といった非常に厳しい影響が出ています。そういったことで、度合いは違いますが、関連業種について非常に影響が大きいという聞き取りを実施し、それらをまとめる中で、影響が出ているという判断をさせていただきました。

小越委員

例えば、5ページの生コンの工業関係の業者の聞き取り結果では、大幅な受注減があるとは考えにくいというのもありますし、廃棄物のところでは、地元業者の工事量が減っても影響はないとされているんです。これは、そもそも影響があるところだけに聞けば、影響があると答えるのであって、全体として、峡東地域にどうして指名停止による影響があったというふうに言ったのか、私はこの調査だけではよくわからないんです。

例えば、この中の雇用問題でいきますと、金融機関では、建設業と同様に厳しい状況であるが、震災や円高の影響など複合的な要因もあり、指名停止による地域的な影響はわからないという答えもありますよね。

また、ハローワークでも、甲府管内のところは厳しい状況が続いているが、全体が落ち込んでいるので、それが指名停止によるものかどうか、特に指名停止による影響は特に把握していないと書いてあるんです。こういうこともあるのに、指名停止によって影響があるというふうに、どうして断定できたんですか。

望月産業政策課長 産業労働部の補完的な調査と合わせて、県土整備部でも調査をしております。県土整備部においては、指名停止業者である全36社にヒアリングをして、その中で178名の解雇をしているという確認をとっております。ハローワークのほうでは、トータルの話としてこういう形の報告を行っておりますが、当方の調査などにおいては、個々の企業を確認して178名解雇という確認をしておりますので、雇用に影響が出ているとしております。

それから、全体として見れば、強い影響があるところとそれほど影響がないところもありますが、建設業者と直接取引がある資材業者などの関連業種については影響が出ているという報告にまとめてございます。

産業労働部の報告は、決して都合のいいところだけを書いておりません。私どもはきちんと公平に調査をして、それを全部公開しようということで本当に聞いたものをそのまま報告してあります。影響が出ている部分も明確にしてあり、そういったことで全体として判断をして、経済や雇用に影響が出ているというふうに結論づけたということでございます。

小越委員

ここで判断しているわけじゃなく、県全体で判断したわけなので、県土整備部の調査結果も重要かと思えますけれども。例えば、甲州市の商工会のところで行くと、会員の24%が建設業であり、建設業の割合がとて高い地域となっております。甲州市もそうですけれども、山梨県全体が建設業の方が多い。そして公共工事に頼っている比率が高い。そこがやっぱり今回の問題を如実に物語っていると思うんです。

今、おっしゃったみたいに、指名停止によって大変な状況になってきたということは、公共事業に依存しているこういう業態がやっぱりあったからだと思うんです。

先ほども、いろいろな雇用状況が大変だった、178人解雇になったと言いましたが、先ほど、緊急雇用の中では今回使えないといった指名停止の方々の場合は、離転職者の就職支援があるというふうにおっしゃ

いましたけれども、この178人の解雇された方々に対して、雇用対策としてどんな手を打ったんですか。この離転職者の支援を使えというようにやったんですか。

望月産業政策課長 制度につきましては、こういう制度を設けたということで、それは県土整備部にも連絡して周知をしております。それから、御本人が使ったかどうかまでは、個人的な情報もありますので、確認はとれておりません。

塚原労政雇用課長 9月の離転職者の事業につきましては、この前、事業者を決めたところであり、現在、募集をかけている段階です。ですので、まだ峡東地域の転職者の方がいるかどうか確認はとれない状況ですけれども、ただ、この178人全員が失業になったわけではないようで、移った方などもいらっしゃると思いますので、178人全員が失業者というわけではないようです。

小越委員 この指名停止のところを緩くしたことについては、私の事務所にも電話がかかってきて、それはけしからんというお話がありました。私もそう思います。それは、この委員会ではありませんので結構なんですが、ただ、雇用問題のところをどうするかということとは別問題なんです。そこに手を打つと言っておきながら、何をしてきたのかというふうに私は思うんです。

ここのところにも商工会の皆さんが言っていますが、「元請のところ処分を受けるのは仕方ない。ただ下請や孫請などといった小規模事業者が経営破綻するというのは異常事態だ」と。それを避けるため、この小規模事業者などをどうするかということを考えず、状況だけを見ていたということに推移するのであれば、せっかく調査をしてきたことが生かされていないと思うんですけれども、どのような雇用対策をしてきたんでしょうか。

塚原労政雇用課長 先ほど望月課長のほうからお話がありましたように、4月の段階から、離職者がいないかどうかということは、ハローワークを通してチェックしておりました。ただ、ハローワークで把握ができるのが、雇用保険に入っている方だけで、今回178人という大量の解雇者が出たということですが、そのうちかなりの部分が日雇いの方がどうも入っているようでございます。そういう方たちは保険に入っておりませんので、すぐ収入が途絶えてしまうということがあり、そういう方たちを対象に考えたものが、9月補正に計上いたしました離転職者の就職支援事業ということでございます。ちょっと遅くなりましたけれども、これがちょうど今、実施をしたところであり、現在、失業者の公募を行っている状況ということでございます。

望月産業政策課長 私どもが把握しております36社の指名停止業者の解雇者178人でございますが、その中で正規職員だった方は149名おります。あと、この差が正規でなかった方ということでございます。

小越委員 そうすると、今の話と違う。労政雇用課は日雇いがほとんどで、保険に入っていなかったと言うけれども、一方、産業政策課では正規社員が149人だと。同じ部で実態把握が違うのはなぜかと思うんですけれども、雇用問題をどのように考えていたのか、そこを私、聞きたいんです。

望月産業政策課長 部内での把握が違うということですが、これ、非常に個人情報ということですので、178人については県土整備部で聞き取りをして、個々にチェックをして出しております。こうした関係がありますので、ハローワーク関係の情報ですと、個人情報は絶対開示できませんので、どこが何人などとは出てきません。これは県土整備部が企業さんからヒアリングを行った中での情報で、これが本当の数字になります。

所管により、不開示情報などいろいろございまして、ハローワークからはとれない情報もございまして、その辺は御了解いただきたいと思っております。

塚原労政雇用課長 ハローワークの関係なんですけれども、正社員とかといったことではなく、雇用保険に入っている方の離職者をとらえることしかできない状況です。先ほど望月課長が言いましたように、今回は、企業に直接聞いて、正社員、非正社員という形で正式な数字が出ていましたけれども、どうしてもハローワークのほうはその数字がなかなか出てこなかったというのが4月からの状況でございます。そして、今回聞き取りをする中で正式な人数がわかったというような状況です。

小越委員 やっぱり私、この調査結果でどうしてこういう結果になったのかわからないんですが、この結果が出たとすれば、どのように県がこの問題について対応してきたのか。やはり後手と言うか、建設業の皆さんが公共事業をして、その後の下請をその地域の皆さんがとればそれでいいという、その姿勢があらわれていると思うんです。そうじゃなくて、建設業が公共事業に依存している体質も含めて変えていく。それで、小規模の皆さんの、ひとり親方の皆さんの仕事をつくるという政策を考えなかったら、また今までと同じようなことになってしまうと思うんです。

この指名停止については、県土整備部ですけれども、県土整備部だけの問題ではなく、産業構造のあり方そのものを、特に小規模のひとり親方の工務店も含めての仕事はどうつくるかというのをやはり産業部のほうでぜひ考えてもらいたいと思っております。以上です。

堀内委員長 答弁はよろしいですね。

小越委員 いいです。

(BCP(事業継続計画)について)

保延委員 BCPの関係でちょっとお聞きしたいんですが、私も2回ほど、この問題で質問をさせていただきまして、やっと予算に盛り込まれたということとありがとうございます。それでこの事業計画を1,300万円ほどでこういった、中小企業を訪問してBCPの必要性の周知を行うということですが、どういうことを行っていくのですか。

望月産業政策課長 BCPにつきましては、今年、協議会をつくりまして、減災ネットやまなしさんに参画していただき、いろいろアドバイスをしてもらった中で、BCPをどういうふうに進めるかということを検討しております。

今年の11月30日には、県立文学館で研修会を行い、中小企業の方150社ぐらいに来ていただき、シンポジウムとか、減災ネットやまなしさんの講演など、いろいろやっていただきました。

今、非常にBCPに対する企業さんの意識が高まっておりますが、ま

ず基本的なBCPを、中小企業庁のマニュアルのようなフルセットをすぐつくるとするのは難しいものがありますので、骨格からつくり上げて、そして、だんだん補完をしていくという形をとりたいと思っております。

そして、この事業を始めるときに、全体のわかりやすいガイドライン的なものをPR用につくり、また、商工会あるいは中小企業団体中央会、商工会議所等に職員を配置しますので、そういう方に、企業を訪問しながらPRをしていただきたい。当然、その人たちの研修を事前にやりたいと思っております、これにつきましても、減災ネットやまなしさんの御協力を得ながら、そういう方々がPRできるような研修をした上で、企業訪問による対応をしていきたいと思っております。

保延委員

去年、質問させていただいたとき、BCPなんてこととは私も初めて聞いたわけですがけれども、東日本の震災から、全国的にこういったことを日々管理していくという機運が高まってきましたので、ぜひそういうことを周知してもらって、各企業が取り組んでいただくよう頑張りたいです。

それから、平成24年度で委託契約をするということですが、それはどこで委託契約をするんですか。

望月産業政策課長 先ほど申しました、商工会あるいは中小企業団体中央会、商工会議所に人を雇っていただきますので、そういうところと契約をしていきたいと思っております。

(企業立地について)

山下委員

同じ会派の早川委員が、一般質問の中で、企業の県外流出ということを質問したのですがけれども、12月3日の山日新聞に、「企業の県外進出低調278件」ということで、山梨県の企業がいわゆる県外へ出る、事業所を置くというのが全国で45位という記事の内容なんです。ただ、僕がちょっと気にしているのは、この記事の最後のほうに、「一方、県外企業が県内に置いている事業所は1,673件で全国の40位」と書いてあるんです。要するに、企業立地という観点などから、山梨県に企業を移そうといったところの件数が、残念ながら、全国で40位ということなんです。

早川委員が質問したのは、今、残念ながら県外に流出してしまうということで、5社ほどあるという話なんですけれども、景気の低迷もありますから、なかなかウルトラCといった秘策や、特効薬もないかと思えます。そうした中でも、企業立地を一生懸命やっただけかと思えますけれども、まず、その辺の感想、所見でも結構ですので、ちょっとお答えいただければと思います。

高根産業労働部次長（産業集積推進課長事務取扱） 実際に企業誘致をする立場で、どのような感触、また状況かという御質問だと思います。我々がいろいろと企業さんを訪れる中で、やはり1つは、3.11の東日本大震災以後、企業さんの動きというのは相当とまってきているというような感じを持っております。各企業を回る中で次の事業展開とか、いろいろと伺うんですけれども、なかなか前向きな話が聞こえてこないというところがあります。

もう1つは、今年の夏の計画停電や15%削減等もありましたし、あるいは、最近の円高傾向、また、タイの洪水の問題等もありまして、国内自体においても、生産が落ちてきているというような状況をつかんで

おります。ですから、今現在、企業誘致をする上においても、県外企業を引っ張ってくるには、非常に厳しい状況だと認識しております。

山下委員

当然、新規で県外企業を引っばってくるというのはなかなか大変ですし、だからこそ、逆に言えば、県内に残っていただいている企業をいかにつなぎとめていくかということをやっぱり考えていかなければいけないわけです。

多分、これは皆さん方もお持ちじゃないかと思いますが、山梨県の主な地場産業生産品出荷額の比較という資料がここにあるんですけども、山梨県は、機械・電子が1兆9,000億円なんです。ワインだって一生懸命やらなければいけない地場産業なんだけれど、ワインの出荷額は平成18年度で185億円なんです。もっと詳しく言わせていただくと、食料品が2,368億円、ジュエリーが378億円、織物が96億円と、とにかく山梨県の製造業の出荷額を見れば、ダントツで機械・電子工業なんです。逆に言うと、山梨県というところは、電子・機械工業に頼っているということも言えるんですね。そして、こうした企業が県外に出ていくということは、本当に山梨県の経済が、また雇用においても、おかしくなってしまうというふうなことが間違いなく言えるかと思うんですね。

先ほどの予算の中でも、緊急雇用創出事業ということで国のほうから補正していただいているんだけど、これはあくまでも短期的な雇用対策なんです。雇用対策が離職者の対策だけみたいな話になってしまっているから、本来の根本的な雇用対策といった、こういう大きな企業さんたちが出ていかないように、また、その受け皿をつくってもらえるようなことを考えていけば、実際の話、こうした問題も解消されていくわけなんです。そこが抜けてしまうと、また大きな失業者が出てしまう。これを埋めようとしても、なかなか全部埋まるわけじゃない。

電子・機械などの工業界に対して、部長、また原課のほうでも一生懸命いろいろとお話をされているかと思いますが、本当にここが正念場じゃないかと思います。大いにその辺を頑張っていただきたいということで、決意をいただければありがたいと思います。

望月産業政策課長 山梨県では、産業振興ビジョンを策定いたしまして、今、成長分野に向けた進出とか、それから経営革新の取り組みなどといったものやっております。内容的には、クリーンエネルギー関連分野、スマートデバイス、複合素材、環境素材、それから生産機器システム、医療機器、介護機器、生活支援ロボットというような項目を産業領域として挙げ、機械電子産業がそちらの方向へ、今後成長が見込まれるそういう分野に進出するというので、技術支援とか、経営革新支援などを予算的に設けましてやっております。

そういったことで、支援体制としても、前にありました産業立地室が、産業集積推進課として産業労働部内に入り、一体となり、部内の連携、各課がそれぞれ持っている中小企業への支援策、あるいは私どもがやっております産業クラスターの立ち位置からの受注促進、それから海外展開室がやっております海外への販路開拓等の支援といったものと連携して総合的に進めていきたいということで、産業労働部が一体となって、関係機関と緊密に連携しながら、推進したいと考えております。

(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について)

白井委員 午前中も雇用の補正予算のことについていろいろ説明をされたけれども、たしか、3,600人とかという雇用創出の数字がありますよね。ちょっとその内容を教えてください。

塚原労政雇用課長 委員の御質問は、雇用の創出の目標数ということでございまして、これは、平成23年当初における、ふるさと雇用と緊急雇用を含めた数が総計3,080人であり、6月補正で202人、さらに9月補正で100人追加して、9月補正時点で3,382人という雇用の創出の目標を立ててございます。
平成23年10月末時点の現在の雇用見込み数が2,487人であり、あとは、年度末に向けまして、この目標を何とかクリアしていきたいと考えております。

白井委員 そういういろいろなものがトータルされて、雇用創出を3,600人という数字であったはずだけど、今聞いたら、2,400人とか何か言っているけれども、3,600人とかという雇用創出の数字はないんですか。

塚原労政雇用課長 答弁の中で3,600人という数字が知事から出ておりますが、それは先ほど申しました、9月補正後の目標数3,382人に、今回の11月の追加提案で309人を追加した数が3,600何人という数字になります。

白井委員 それで、その3,600人を、どうも聞いていると、支援機構とか、商工会議所とか、中央会とか、商工会連合会などというところにゆだねているという話のようだけれども、具体的にどういうところにどういう仕事があって、そこに何人だというものがきつとあるはずなんだけれども、それを教えてもらいたいということと、みんなどこかに押しつけるんじゃないくて、県自体が雇用創出の作業をしているという部分はないんですか。

塚原労政雇用課長 まず、どんな分野に何人ぐらいの雇用が創出されたということでございますけれども、先ほど申しました、ふるさと雇用と緊急雇用を合わせた分野別の人数を御説明させていただきます。

全部で10分野ございまして、そのうち、一番大きいものが産業振興分野で、先ほどの産業支援機構とかいったところはここに入っていると思いますが、その分野での事業数が110事業ございます。それに対して雇用人員が831人の雇用を創出すると。次に多いのが農林漁業であり、78事業、雇用人員が701人。その次が観光の分野で、116事業で526人。その次に多いのが教育文化で、63事業で357人。次が環境分野で、33事業で249人。そして治安防災分野で、18事業で230人。それから子育て分野が38事業で191人。次が介護福祉分野で、28事業で182人。それから情報通信分野で、29事業で126人。次に医療分野で、10事業で48人ということで、合計で3,400人ぐらいの方が、これは最新の数字ですけれども、働いてこられた、あるいは現在、働いている方がいる状況です。

もう1つの御質問で、県が直接雇っているものということでございますが、緊急雇用事業の中には、一般事業と重点分野の事業がありまして、一般分野の事業に限っては、直営と言いまして、県または市町村がみずから雇うという事業がございます。その振り分けについては、今年度、

これは9月補正時点ですけれども、雇用目標1,865人につきましては、一般事業分ということで直接雇用ができるという事業でございまして、もう1つの重点分野のほうが1,007人という数字になってございます。

白井委員

何かそんなのを入れれば、3,600人ばかりじゃないじゃないですか。いずれにしても、そんな細かい数字は必要ないんですけども、例えば、78の事業で雇用人員が701人といったら、1つの事業に5人とか10人なんていうレベルかもしれんけれども、例えばこういうふうに割り振って仕事についての人たちのアフターチェックというのはちゃんとしているわけですか。

塚原労政雇用課長 緊急雇用事業につきましては、あくまでも次の仕事が見つかるまでのつなぎ雇用という意味合いが多いものであり、雇用期間も短いものは短く、長くても、ふるさと雇用は3年ですけれども、普通の緊急雇用は1年ということで、そこで切れてしまいます。

その後どうなったかということは今、各市町村も含めて、調査をさせていただいています。例えばふるさと雇用であれば、そのままその事業主体で雇っていただいているかどうかということをやっています。ふるさと雇用というのは、その事業自体が継続してできるだろうということ想定した事業を募集しており、審査をして決めたということであり、その事業についてのアフターフォローはできます。ただ、それ以外の緊急雇用につきましては、あくまでも、次の仕事が見つかるまでの緊急避難的な雇用対策という意味合いがあり、そちらのほうについては、その後どうなったかということはまだ聞いておりません。

白井委員

これ、はっきり言って、巨額な金額になるよね。ハローワークとか、あるいはいろいろな団体などというところで、離職者たちがチェックされていて、そういう人たちに何らかの方法で働きかけるといふことかもしれないけれども、実際、県庁において、どういうところでどういう人が雇われて、どんな仕事に携わっているとかといったことは、具体的にわかっていないんでしょう。

それと、先ほど言ったように、いわゆるいろいろなところに充てているものじゃなくて、県庁そのものの緊急雇用の実績というのとは何かあるんですか。質問は2つ。本当に離職者の皆さんが実働して、それなりの所得を得ているのかということと、県庁そのものが、ただ、よそに充てるばかりじゃなくて、直接何をやっているのか、それを聞きたい。

塚原労政雇用課長 県庁でみずからやっているものですが、全体で1,638人という、平成24年までの雇用目標を立ててやっております。具体的には、例えば医療分野ですが、地域医療計画の策定調査事業で策定する調査項目の検討とか、調査票の回収等を実施することで直接雇っております。

あと、産業振興のほうでございまして、例えば、産業支援課のワインの高品質に向けた基礎調査ということで、これも調査関係なんですけど、県内のブドウ圃場におけるサンプルから成分分析を実施し、データベース化を図るといふものでございます。

そのほかに、環境分野では、環境創造課のほうでやっています、住宅用の太陽光発電施設設置者フォローアップ事業ということで、住宅用の太陽光電池設備を県の補助金で購入した個人住宅のアンケート調査を実施しているというような事業も雇用しており、そのほかにもいろいろ

事業を行っております。

白井委員

実は、何でこんなことを聞くかということ、県が雇用資金を充てて、「ひとつお願いします。使ってください」と言われて、受けている団体から、「金があって困るから、とにかく何か1つ名目をつくって、人を雇ってくれんか」と、こういう話が来たということ私に密かに言ってきた人がいるわけなんです。それは事実の話ですよ。その団体も私、どういう団体か、よく聞いていますよ。こういう場だから、ちょっと控えますけどね。とにかく、「金やるから、だれか人を雇って、何か仕事をしてくれんか」と、こう言ってきたと言うんだな。受けたところは、皆さんから受けた、ある団体の下部組織というか、管理団体のトップというか、組合ですよ。そういうことで、このことが景気浮揚とか、あるいは、今、雇用、雇用と言って、巨額のお金が使途されて、国からも来ていろいろやっているんだけど。

どちらにしても、アフターチェックをしていなければ、どんなふうにもこのとうとい税金が使われているか、はっきり言って、わからないじゃないですか。とにかくそういう実態で、ある団体が、名前こそ知らんけれども、「とにかく金が来て困っているから、何とか使ってくれんか。何か考えてくれんか」と言ってきたけれども、「白井さん、それじゃ、税金まけてもらったほうがいいよね」なんて私に言ってきた人がいるんだよ。真剣にそういうことを訴えてきた人がいるんですよ。

そういう意味で、今、言ったように、「3,000何百人です。これは新しい雇用創出をして」などと、あなた方はそういうことを一生懸命言っているけれども、末端においては、全部なんて言いませんよ。ごくごく一部かもしれないけれど、しかし、そういう実態があるということは、これ、よく承知しなきゃいけない話だし、その意味で私は「アフターチェックはできているの?」ということをおあなた方に尋ねているわけです。

これ以上言っても同じ答弁ですから言いませんが、とにかく本会議の知事の答弁を聞いても、300何人が云々って先日も言っていたけれども、例えば、県そのものがいろいろな事業を考えて、やっていくという方法はないのかなど。まさに雇用の創出ですよ。何とか団体に振り分けるなんていう仕事だけじゃなくて、さっきから言っているように、県そのものが、このとうとい税金をどんなふうに使途していくのかと。こんな分野でこれだけの雇用の創出を、あなた方たちの部でこんな新しい雇用の創出をつくりました、直接やっていますというのが、もし声を張り上げて答弁できるようなものがあったら言ってください。なければ、答弁も要りません。

塚原労政雇用課長 今やっている事業につきまして、各事業者から直接聞くことはできませんが、この事業を計画した事業課から、年に2回ほど、ヒアリングをして実施状況を聞いております。つい先日も、今、何人雇っているのか、決算見込みはどのくらいであるのかというような形でヒアリングをしておりますが、今、委員のお話を伺う状況も踏まえて、より厳しくヒアリングをさせていただきたいと考えております。

それから、声を張って言えるかどうかちょっと私も自信はないんですが、実は、今回御提案させていただいています、中小企業の人材確保支援事業ということでございまして、その心は、景気が悪い悪いと言いながら、中小企業は採用意欲があるにもかかわらず、いい人材が採れないという実態がございまして。それを何とか解消しようということで、今回、マッチング事業を強化するというお話をさせていただきました。

どうしても求職者側は、名前が通ったとか、大きな会社であるなどといったところに目が行きがちなものですから、たとえ小さくても光る会社があるわけで、そういう企業の魅力をまず掘り起こしをして、それをうまく伝えていくというふうな形を、失業者を雇わせて、失業者のマッチングを図るというような事業を今回組み立ててやっております。

主な質疑等 観光部

第101号 おもてなしのやまなし観光振興条例制定の件

質疑

(おもてなしのやまなし観光振興条例の制定について)

山下委員 条例の制定に当たっては、一生懸命考えていただき、本当に御苦労さまでございます。ただ、問題はつくったあとです。ハードの部分に関してはタイルを直したり、道路を直したり、県庁の中でお金をかければいくらでもできることです。問題はおもてなしの部分で、県民、そして事業者などが協働して、多くの方々に、「山梨県は本当に素晴らしいおもてなしの県だな」と思ってもらえるようなことを実行に移していけるかどうか、そこが大切だと思います。ぜひとも頑張ってくださいと思いますが、その辺の意気込みを1つお願いします。

望月観光企画・ブランド推進課長 先ほど御説明申し上げましたが、2月に最初のおもてなし推進週間を迎えることから、さまざまな観光事業者の方々にも御協力いただきながら、みんなで盛り上げていきたいと思っております。また、来年度に向けても、県民と一緒に取り組んでいける事業をぜひ考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

小越委員 おもてなしのやまなし観光振興条例はパブリックコメントをかけてあったと思うんですが、パブリックコメントは何件来て、どこか修正などはあったのでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 パブリックコメントにつきましては、9月6日から10月2日までの26日間行ったわけですが、6人から11件の御意見をいただきました。そのうち、反映した意見といたしましては、本県を訪れる旅行者は、団体、個人、障害者、年齢、性別、国籍等を問わず対応していくことを明らかにしていく必要があるのではないかということで、すべての旅行者に対応している、ユニバーサルデザインという言葉を使ったらどうかというような意見が11件のうち7件ほどございました。今、お示ししました条例案でございますが、基本理念の一番下のところで「ユニバーサルデザインの観点等を踏まえ」という言葉がありますが、この言葉を新たに追加して対応したところでございます。

小越委員 パブリックコメントを1カ月近くやって、おもてなしのやまなし観光振興条例を出すということで、9月議会の前からこういう話が出ていたんですが、6人で11件というのは多いとは言えないと思いますが、それについてはいかががお考えですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 6人が多い、少ないという問題ではなくて、十分御理解いただけたものと考えております。また、パブリックコメント以外にも、5カ所ほど地域の観光地に赴き、いろいろな意見を伺うなど、さまざまな県民の皆様の意見を聞いたのではないかと考えております。

小越委員 パブリックコメント以外にも、観光業者の皆さんに、直接、御意見を聞いて、これがつくられてきたというふうに今の説明で理解しているのだと思うんですが、それがないと、パブリックコメントが6人で11件、

これで、皆さんの意見を聞きましたというのでは、ちょっとどうかと思ったので聞きました。

それと、私も何度も見たのですが、このパブリックコメントの結果がホームページに載っておりません。10月2日に締め切りとなっているのですが、普通、パブリックコメントをかけるのは、県民の皆さんから、どういうことが必要なのか、条例にこういうことを盛り込んでもらいたいというのがあって、これらの修正が出てきたと思うんです。その結果がいまだに明らかにされないのであれば、パブリックコメントを寄せた皆さんの気持ちとか、何のためにパブリックコメントをかけているのかがわからなくなってしまうと思うんですが、どうしていまだに公開されないんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 パブリックコメントの結果をホームページに公表するわけですが、ホームページへの登載の手続というのは、行政改革推進課のほうで一括して行っている状況でございます。行政改革推進課に聞く話だと、パブリックコメントの結果の公表は、いつやらなければならないという決まりは特にないとのこと。これまで、条例に対するパブリックコメントは平成16年にあった1件のみですが、計画の例によると、計画を決定した時点で公開しているということなので、今回の条例を当てはめると、議決した以降に公表するように取り扱うという話を聞いております。

小越委員 条例というのは、皆さんの意見がこうあって、こうやって、こう変えたから、これで議決どうしましょうかというふうに議会に諮るんですから、せっかくパブリックコメントでの条例に生かしてもらいたいという声が議決の審査の中で出されないのは、手続上パブリックコメントの意味をなしていないと私は思うんです。

計画はまだしも、条例はやっぱり議決案件ですから、県民の皆さんから聞いた結果と意見、それに基づいてどう考えて、だから、ユニバーサルデザインと入ったんですよと、私が聞かなかつたら、わからなかったわけですよ。ユニバーサルデザインということも含めて、せっかく県民の皆さんから大事なことを指摘してもらったんですから、それは条例審査の前に出すのがルールだと私は思います。

それは行政改革推進課に聞きましたら、庁議にかかっていたからこうだったというふうな話でしたが、それは観光振興条例を出す立場からすると、議会に、こういう結果がありましたので、こういうふうにしましたということをやっぱり出すのが筋だと思うんですが、その点はいかがですか。

望月観光企画・ブランド推進課長 今、小越委員に御質問いただいておりますように、まず、委員の皆様にお諮りしてからという思いがありまして、県民にお答えがまだできないんですが、そういう手段は残されていると思っております。

小越委員 たまたま私が、聞いたからですけれども、聞かなかつたら、このまま何もなくて、県民の皆さんからの意見がどのように反映したかわからず、どういう意見があったから、やっぱりこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかということが審議する中で出てこないわけですよ。それは県民の声を聞くという立場のパブリックコメントから外れていると思うので、それは行政改革推進課にちゃんと話をしておいてもらいたい。

次の富士山も同じですけれども、それは条例にかかわる大事な審議の手順ですから、ぜひそれはルールにしてもらいたいと思います。

堀内委員長 答弁はいいですか。

小越委員 いいです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 山梨県富士山の日条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論

小越委員 先ほどの産業部と同じですけれども、職員給与削減の分が入っていますので、私は反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(本県の観光資源の掘り起こしについて)

高木副委員長

私もこのたびの代表質問でおもてなしのやまなし観光振興条例に関する質問をさせてもらったんですけども、ちょっと突っ込んだ話をさせていたきたいと思います。

先ほど説明があった、おもてなしのやまなし観光振興条例のA3資料の3行目の「あまりにも身近であることから、十分にその魅力や価値に気づいているとはいえない」という文章が私の質問の内容と一致するんです。実は、私、たまたま一度も登ったことがないということで、先日、西沢溪谷に登ってまいりましたが、いろいろ気づいたことはたくさんあったんです。地元の方が、直径6メートルのトチノキがあるということで、見に行った人の話によると、屋久杉をわざわざ見に行かなくても、それに十分値すると。周りの環境を見ても、それは圧倒されるようなすばらしいものですよと言うんです。

しかし、地元の方に聞いたんですけども、ほとんどの方が知らない。雨宮巧議員という山梨の市議員がいるんですが、その方も、今年になって初めて知りましたなんていうことなんです。いろいろな人の目に触れなかったこと自体が不思議だなということで、本議会が終わった15日に現地調査をするということで、山梨市の観光課と一緒に行くことになっているんです。

それは1つの例であって、山梨県の中にもそういったところがほかにもあるのではないかなということを感じるんですね。きっと埋もれている、あるいは眠っているといった観光資源がまだまだ掘り起こせばある。そういうものをどんどん顕在化して行って、山梨県の観光の魅力を増進していくことも大変必要となるのではないかと思うんです。

それで、県内のそういった観光資源の周遊を図り、そのことで、来ていただいた人たちに喜んでいただいたり、またみずから、自分たちのそういう資産とか、資源を生かすことによって、山梨の観光をどんどん活性化していく。そのことがまた自分たちの大きな利につながっていく。そして、来てくれた方々に本当のおもてなしをして、山梨県をPRしながら、山梨県で楽しんでいただく。そのことがまた新しいリピーターを創出していくというふうにつながっていくと、観光としての大きな役割を果たしてくれるのではないかと思うんですね。ぜひ、その辺に光を当てたらどうかと思っているんですけども、その辺について当局の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

茂手木観光振興課長 委員が御指摘されましたとおり、本県には、今、おっしゃいましたトチノキのような、そこにしかないという魅力ある観光資源がまだ眠っているケースがあると思いますので、やまなし観光推進機構と連携し、市町村や観光協会、それからNPOなどといった地域の方々と協働しながら、各地域の特色ある観光資源を掘り起こし、また磨き上げの支援をしながら、それらを生かした着地型旅行商品の造成、販売などに取り組んでまいりたいと考えております。

高木副委員長

ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

そして、それを掘り起こす方法論として、たまたま私が知っている、あるいは、地域の皆様しか知らないという観光スポットもきっとあると思います。そうした観点から、公募をかけるなんていうのも1つの方法だと思うんです。

ぜひ、県のほうでも、眠っているものをもっともっと顕在化していく、

こんな方法があるよというようなことがあれば、委員さんにも、また当局にもお尋ねしたいんですけれども、私はそういうものを広報したり、公募をかけたとしてもっともっと知らしめてほしいと思うんですけれども、その辺の当局のお考えを聞きたいと思います。

茂手木観光振興課長 確かに、今、委員がおっしゃいました方法も1つの手段ではないかと存じますが、今、県が取り組んでいる取り組みといたしましては、農村休暇邑協会におきまして、これまで養成をした地域のコーディネーターの皆様を対象として、農山村地域ならではの地域資源を生かしたツアーの提案コンテストを実施しております。その優秀提案につきましては、やまなし観光推進機構でさらにブラッシュアップをし、モニターツアーなどを行いまして、旅行商品化へとつなげていく取り組みを今現在、支援しているところでございます。

地域の方々が地域資源を掘り起こし、それを魅力的なツアーとして企画をしていくためには、やはりどうしてもそれなりの知識とか、経験が必要となってきますので、今後も研修会の実施などにより、地域のコーディネーターの方々の育成、それから資質向上を図りながら、地域の方々と一緒になって、魅力的な旅行商品の造成などに努めてまいりたいと考えております。

(富士山の安全対策と環境保全対策について)

早川委員

予算にも一部載っていましたが、富士山の安全対策と環境保全対策についてお伺いします。皆さんも御存じのとおり、最近の富士山ブームにより、登山者の数は4年連続して20万人を超えている状況となっております。本年は3万人減ったんですけれども、約20万人ということですね。観光という観点では、本県として本当にうれしいんですけれども、その一方、登山道が混雑していて、体調を崩した人をどうやって救護するかとか、いろいろな問題が生じており、そうした中でも、今後また世界文化遺産登録に向けて一層の登山者の増加が見込まれると思うんです。

皆さんも御存じだと思うんですけれども、山梨県側の吉田口は、静岡県側の他の登山道口よりも多く、今後、一層の登山者の数が見込める中で、県として、富士山の安全対策と環境保全対策に対して、どのように講じていくのか、この点についてまずお伺いします。

芹沢観光資源課長 御質問の富士山の安全対策、それから環境保全対策についてですが、まず、安全対策につきましては、現在、御来光の前後の時間帯における登山者への誘導とか、安全対策、また5合目の安全指導センターにおける登山者への指導を行っています。それから、本年度に整備した7合目の救護所からブル道に抜ける搬送路の活用についても、今後、万全を期してまいりたいと考えております。

それから、環境保全対策につきましては、富士山レンジャー等によって、5合目などへの登山者、観光客への環境保全の意識を高めるキャンペーン活動等を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、トイレも大変重要であることから、今年、6合目に設置しております仮設の環境保全改良型のトイレを倍増して4基から8基に増設したところですが、来年度も引き続き、対応したいと考えています。あと、これは県土整備部の所管となりますが、5合目のトイレは本年度中に環境配慮型浄化槽の増設工事を行うというようなことを聞いています。

早川委員

今、トイレの話をしていただいたんですけれども、私も登ってみて、6合目までの下山道にトイレが1カ所しかないという、深刻な問題があって、このトイレ不足の問題は私もよく耳にするんですね。また、下山道においては、トイレ待ちで並んでいる場合があり、安全対策の面でも支障を来しているので、場所の問題もあると思うんですけれども、よく調査して進めていただければと思います。

最後にもう1点だけ、安全対策と環境対策における、静岡県との連携について伺います。これは難しい問題なんですけれども、既に、富士吉田市と周辺市町村でつくる富士山環境保全協力金協議会というのがあり、協力金を含めた富士山の環境保全のための制度づくりを検討しています。このことは、静岡県側の一部の市町村でも議論がされており、静岡県のある県会議員さんも富士吉田市役所に訪れるなど、さまざまなことを行っていると聞いています。

そうした中で、これは市町村が主体となり、やることなのかもしれませんが、今後の取り組みに対して、市町村単位だけでなく、両県にまたがることなので、統一的に話し合う体制づくりを県が主導してやっていくことが必要ではないかと思うんですが、その辺に関してお考えを伺います。

芹沢観光資源課長 協力金を含めた富士山の環境保全のための制度づくりにつきましては、やはり、直接影響を受けます地元関係者の意見の把握や取りまとめ、あるいは、機運の醸成が必要ではないかと考えております。

まずは、今、委員がおっしゃいました、地元関係者で構成された富士山環境保全協力金協議会などといったところで、意見の把握とか、取りまとめなどを取り組んでいただきたいと考えております。そうした上で、地元の取り組みの状況などを見て、必要な助言とか調整等をしてまいりたいと考えております。

早川委員

本当に世界遺産登録に向けて、そういう地元の合意形成に向けた動きが進んでいくと思いますので、ある程度、早い段階から本県が両県にまたがる取り組みをできるだけ早い段階から呼びかけていただくことをお願いします。以上です。

(富士の国やまなし館について)

木村委員

富士の国やまなし館につきまして、少しお話を伺いたいと思います。以前は大変目立たないところにあったという話を聞いていますけれども、時代の要請ということもあって、東京の中心である日本橋に、山梨県の観光情報や県産品の展示・販売を通して山梨の魅力を知らせていただくため、首都圏の皆さん向けの発信拠点として、富士の国やまなし館を平成16年10月に開館されました。私も大変大きな期待を持ちまして、ちょうど開館したすぐのときに仲間と訪れました。

あれから7年、運営も民間会社に委託して、リニューアルしてから1年半、そして、2階もさらに、日本を代表する世界的なソムリエの田崎真也さんのプロデュースする、「Y-w i n e」というレストランで、オープンして1年になるとのことですが、この2つの施設の実績と、開館してからどのように変わったのか、まずお伺いします。

望月観光企画・ブランド推進課長 まず、富士の国やまなし館の売り上げ実績と入館者でございますが、入館者につきましては、今年の6月にリニューアルオ

オープン以降、35万人ほど入館いたしました。そして、店舗の売り上げにつきましては5,100万円ほどを売り上げており、リニューアル前の同じ期間と比べますと、10カ月間で830万円、19%ほど店舗の売り上げが伸びた格好となっております。また、今年度に入りまして、対前年比で月々2割程度伸びており、順調に推移しているのかなと思っております。

また、「Y-wine」につきましては昨年12月17日にオープンいたしました。オープンしてこの3月までの1カ月の平均来客数は約2,700人でしたが、今年度は4月から10月まで1カ月平均約3,400人と、こちらのほうも着実にふえているのかなと思っております。売り上げにつきましても、当初、月600万円ほどの売り上げを目指しておりましたが、今年度の平均を見ますと、760万円ぐらいを売り上げております。そしてまた、週末の予約というのはなかなか取りづらいというようなことも聞いており、多くの首都圏の方々に県産食材を使った料理を楽しんでいただいているのかなと思っております。

木村委員

すごいですね。家賃は幾らで借りているのか、経営的にはどんなふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

アンテナショップはここ最近、隠れた人気スポットということで、大変流行するようになって、テレビや雑誌などのメディアに結構取り上げられているんですね。いろいろと努力をされているようですけれども、新たな方々がどんどん訪れ、山梨の観光に結びつけていけるようになってほしいと思います。何かイベントもしているように聞いたんですが、どんなイベントをしているのかお聞きします。

さっきの家賃については、今度、売り上げが大変上がってきているから、どうなんでしょうね。最初はきっと赤字だったと思うけれども、だんだん軌道に乗ってくれば、ある程度、宣伝を兼ねていることから、できれば収支がとんとんぐらいになればいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 今、2つほど御質問があったかと思っております。まず1つは、どのようなイベントをやっているかということでございますが、まず1つとして、富士の国やまなし館の前の広場を借りまして、県内の生産者が直接そこに赴いたイベントを行っております。今年度は31業者が71日間の販売を行っております。また、ワインにつきましては、週末、定期的に試飲会を行っており、先日はヌーボーフェアということで2日間開催をしたところでございます。

また、各種のイベントをとらえ、そこに出席するようなことも行っております。先日は銀座の歩行者天国に、本県出身の方々の御協力をいただき、銀座駅のビルの前で本県の県産品販売のイベントを行ったところでございます。

次に家賃についてであります。予算的には、やまなし館は年間約2,300万円です。そして、「Y-wine」につきましては1,400万円ほどかかりまして、それで、委託料はかけていませんので、その中でやってもらっているということです。

やまなし館のほうにつきましては、営業的には館内に常時4名を配置し、売り上げもまだなかなか厳しいような話を聞いております。あと、「Y-wine」につきましては、3年契約ではありますが、更新時に、売り上げ具合により、県のほうにも少し、売上利益の何%分をいただけるような交渉をしていきたいという話をしております。

木村委員

わかりました。大変売り上げが上がっているということで、山梨の物を売ってくれることは大変いいことだなと思うんですけども、例えば干しブドウというのがよくお土産さんにあるのだけれども、結構、海外産のものが多くある気がするんです。山梨県産の干しブドウというのは食べたことがないと言うと大げさだけれども、これは、山梨県産のものだということでわざわざ買ったことがないんです。ここで売っているものは、当然山梨県産でなければならないと思うんですが、干しブドウというのはどうなんでしょうか。

望月観光企画・ブランド推進課長 富士の国やまなし館でどういう商品を取り扱うかにつきましては、リニューアルの際に基準を定めました。その基準に基づき、山梨県内で主な事業所を有する者が山梨県内で製造・加工したものであるというように幾つかの条件を設け、山梨県でつくったものということを決めてやっております。

そして、干しブドウにつきましては、現在、県外で生産された干しブドウを県内で生産したからといって取り扱っている実績はございません。

木村委員

わかりました。今度は県産の干しブドウを買いに行きたいと思います。レストラン「Y-wine」も同じですね。やっぱり山梨県産材の料理を提供するということをして売りでやっているのであれば、当然そういう県産品を取扱う形になっているかと思うんですが、やっぱり契約により、きちっと運営されているのかどうか、その点も一緒にお聞きしておきます。

望月観光企画・ブランド推進課長 当初、山梨県産という契約は、たしか特にはしてはなかったのですが、現在は取り扱っていただいております。ワイン、日本酒、お水、ソフトドリンクなどはもちろんですが、甲州牛、甲州地鶏、シカ肉、そして、ホウレンソウや、ヤハタイモなどのいろいろな野菜、リゾットに使用のお米など、当然、山梨県産のものを使っております。

そして、メニューの書き方も工夫していただき、例えば「フジザクラポークとヤハタイモのくし焼き」というような、産地を示すようなメニューをコンセプトとしていただいているところです。

木村委員

今のお話を聞いて、ぜひ食べに行かなきゃと思います。

今、各県が独自の県のPRをということで、競争しているわけなんです。本県においても、ちょうどおもてなしのやまなし観光振興条例なども制定されますが、まず東京にある、富士の国やまなし館が見本となっていたかと思うんです。首都圏の方々に、山梨県はおもてなし条例が制定されて、こういう取り組みをしているんだという宣伝を兼ねて、実践していただくということで、やっぱり、富士の国やまなし館は大変重要な役割を担っていると思うんです。

福島県原発事故の発生以降、山梨県という、この自然豊かな、そして観光は決して派手なものでもなく、懐かしい昔の原風景、山々に囲まれた、自然の美しいといったものに引かれて来る方がすごく多くなると私は大変期待をしています。ですから、このやまなし館がそういうこともPRして、ぜひ、全国一のアンテナショップになっていただくようにと期待をしています。いかがでしょうか。最後に、決意の

ほどを。

望月観光企画・ブランド推進課長 委託先において、館長は女性を採用していただき、女性の目線に立った商品等の販売を行う格好でやっております。私どもも、東京に行くたびに顔を出しまして、しっかりやっていただくよう激励しているところです。

(誘客促進に向けた道路環境の整備について)

山下委員

すみません、1点だけお願いします。山梨県は首都圏に近いということで、ほとんどマイカーでお越しになる方が多いんじゃないかと思えます。これは、多分、調査していただければわかるかと思えますけれども、調査しなくても、相当数が多いというのはわかっていると思えます。山梨県のキャッチフレーズは、「週末は山梨にいます」ですね。だけれども、中央道の渋滞を見ると、「週末、山梨は込んでいます」と、どうしてもそういう印象ですよね。

これは基本的に県土整備部が一生懸命やらなければいけないことだと思いますけれども、そうは言っても、観光部としても、中央道の渋滞の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。

そして、東富士五湖道路と東名高速道路との接続についてですが、残念ながら、僕が聞いている話だと、御殿場市が今まで反対していたという話だったんですけども、大分、御殿場市の態度が軟化してきたようなことも聞いているので、ぜひとも東富士五湖道路を東名高速道路につなげるような働きかけを行っていただきたい。県内、富士五湖周辺の道路整備ということで、やっぱり観光部の視点から、ぜひとも県土整備部に強く要望を行い、また、せっかくおもてなしのやまなし観光振興条例をつくったのに、「ちっともおもてなし条例じゃないじゃないか」とか、「行くのに50キロも渋滞しているところにだれが行くか」というようなことでは困りますので、その辺の取り組みについてちょっとお考えを聞かせてください。

茂手木観光振興課長 まさしく、委員のおっしゃるとおりでありまして、せっかく本県を訪れてくださる方々が、渋滞により、楽しい気分を壊されたとしたら、これは山梨県の観光のイメージにもかかわることなので、私どもとしましても大変不本意なことだととらえております。

特に本県の場合ですと、観光客の8割近くがマイカー利用者でありますので、自動車によるアクセス向上を図るための道路環境の整備は、観光部としても大きな課題であると認識しております。観光部には県土整備部を初め、農政部、森林環境、他部局から主幹が配置されておりますので、こうした職員を窓口といたしまして県土整備部とも強力に連携を図りながら、道路環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本議会に提出している、おもてなしのやまなし観光振興条例におきましても、基本理念として、観光振興の施策は、すべての旅行者が快適に旅行ができるよう配慮することが重要であるという認識で推進するとうたっておりますので、この基本理念にのっとり、関係機関との連携を深め、マイカー観光客の皆様が快適に本県を観光できるよう努めてまいりたいと考えております。

山下委員

課長、庁議でぜひともほえてください。

(震災に対する観光業の風評被害への対応について)

小越委員

1点お伺いします。先日、観光部長が東京電力に対して、原子力事故による観光業の風評被害に対する賠償について東京電力本店に赴いたという報道を見て、私は部長に敬意を表したいと思います。9月本会議、また常任委員会においても、私は、山梨県では、ほとんど放射能の被害がないに等しいにもかかわらず、これだけ観光客が減少となっているということは、4県だけではなく、それこそ山梨県が一番の風評被害であると。そこに対して、しっかり東京電力に対して県として申し入れるべきだというふうに言ってきました。

知事は、国に対して要望書を持っていき、部長が東電に赴かれたということで、本当にそこは敬意を表したいと思います。9月議会のときには、「それは観光業の皆さんの説明会を聞いてからです」という話だったのですが、ここに至るまでの経過はどのようにしてこうなったんでしょうか。

茂手木観光振興課長 経過ということですがけれども、まず1つ目として説明会に関することですが、東京電力から示された賠償基準の内容は大変わかりにくいということがございましたので、県及び県旅館生活衛生同業組合のほうから東京電力に対して働きかけを強め、10月26日と11月14日の2回にわたり、県内観光事業者を対象に東京電力による説明会を開催してもらいました。

その説明会におきましては、観光事業者から、今まで不明であった点について多くの質問があったわけですが、東京電力の賠償基準や対応についての不満だとか、要望などを直接、東京電力に伝える機会になりまして、東京電力側も本県の厳しい状況がよく理解できたものではないかと考えております。

それから、2つ目ですが、説明会における観光事業者の皆様からの声、それから、県旅館生活衛生同業組合から提出されました要望書の内容を踏まえ、県内の観光事業者が適正な賠償を受けられるように、11月25日に知事から県選出の国会議員の皆様方、それから、関係省庁に対して要請活動を行い、あわせて、観光部長が同日、東京電力に対して要請活動をし、賠償対象の拡大や請求手続の簡素化、それから、相談窓口の設置などを求める要望書を提出したところでございます。

小越委員

まさしく県を挙げてこの問題を取り上げていただきたいと思うんですけれども、例えば外国人観光客にしか該当させないと。それで、3月11日の予約があったものだけで、それ以降のものは取り扱えないとなっているんですけれども、そこがそもそもひどいと思う。例えば3月11日現在の予約キャンセルだけでも、被害額はどのくらいあるんですか。

茂手木観光振興課長 3月時点の被害額というのは、これはきちんと積み上げた数ではないんですけれども、国内旅行を含めて約20万人の影響があったというふうにとらえております。

小越委員

3月11日時点で20万人の方々のキャンセルがあったという意味ですね。それまで予約が入った方々の20万人の方が予約キャンセルになったということですか。

茂手木観光振興課長 3月11日の時点というとらえ方ではなくて、3月いっぱいまで2

0万人のキャンセルがあり減少したということです。

小越委員

20万人の方々が減少した。そこで泊まっていく方、また、泊まるだけじゃなく、バスも使い、お土産も買うし、観光施設にも寄るなど、その被害額といったら、3月の20万人だけでも億単位になると思うんです。それだけでも大変ですけども、問題はその後ですよ。この県の資料によりますと、4月、5月も減っており、山梨県の減少率は、ほかの福島県、茨城県と同じぐらいに減っていると。一番、風評被害を受けている県として、このままでは宿泊業関係者の皆さんはもちろんですけれども、観光業の皆さんが、本当に次の資金繰りを含めて、来年のことをどうするか大変になってくるんです。それで、直接、部長が東電に赴いたと思いますので、そのときの感触というのはどんな感じだったんでしょうか。

後藤観光部長

いずれにしても、その場ではもちろん相手方のほうも即答できません。ただ、もともと知事の要望書ですので、私のほうから、知事にかわりまして要望を持っていきまして、山梨県の観光事業の被害の状況、これをよく話しまして、ぜひ誠意を持って対応していただきたいという要請をしております。相手のほうはもちろん、「よく受けとめまして、検討してまいります」という回答でした。

小越委員

ぜひ、3月11日現在だけではなく、もちろん国内旅行も含めて、3月以降は、4月、5月といまだに影響が残っていると私、思うんですね。本県は、放射能の被害はほとんどないんですけども、外国人から見ると、福島県も山梨県もみんな一緒に見られている中では、本当にこれこそ風評被害の何物でもないというふう思うんです。県がやっぱり1回行っただけではなく、その後の、例えば都道府県ごとに設置することはどうなっているのか、それから賠償基準も3月11日だけではなく、拡大してほしいと、それはどうなっているのか確認や点検をして、これからも引き続き要望してもらいたいと思います。

何か終わってしまうと、この問題が後に回ってしまうかもしれませんが、被害たる金額はものすごい金額ですので、それが観光業に及ぼす影響を含めると、これで行ったから終わりにせずに、この要望項目がどうなったのか、点検も含めて、引き続きやってもらいたいと思います。以上です。

(やまなしのおもてなし観光振興条例の取り組みについて)

高木副委員長

これは質問というよりも、確認と要望と言ったほうがいいのかもかもしれません。先ほど、山下委員からも話があり、一部、似通ったようなところもあるんですが、このおもてなしの振興条例、絵にかいたもちになっては困るんですね。これ、1条から15条まで非常に整備され、よくできていると思います。

ただ、平成25年には国文祭もせっかくありますし、特に全国で初めての試みでしょうかね、通年開催ということで、非常に効果が期待できるわけです。そういった中で、やっぱり来てくれた人が、よかったとか、いい旅だったかなというのは、とかく私の少ない経験の中でも、やっぱり旅先でのちょっとした親切、逆に言うと、ちょっとした不快感がその旅をだめにしてしまうというようなところもあります。

特に最近、女性の旅が非常に多くなっていると思います。そういう中で、国内旅行にしても、海外旅行にしても、男性よりも女性のほうが

その辺に対しては非常にシビアだというように思うんですね。

ですから、先ほども言いましたけれども、本当にこの条例が生かされ、徹底されて、そして、山梨の文化、これが観光の文化、すぐれた文化だと言われるように、これは県民が、これから営々続く山梨県の観光産業という中で、小さいころからそういうことを身につけさせることが一番有効だと思うんです。息の長い話でしょうけれども、ぜひ教育関係者にもそういうことを伝えながら、先ほど県土整備部という話も出ましたけれども、いろいろなところが関連してくると思いますので、部局横断しながら、これを本当に実のあるものにしていただきたいと、このように思いますが、意気込みだけお聞かせください。

望月観光企画・ブランド推進課長 確かに委員おっしゃるとおり、この取り組みというのは、県の組織としては部局横断的にやっていかなければいけないと思います。つくる段階から、全庁的な組織として「富士の国やまなし観光推進本部」を設けており、そこにかけて、各部局長さんに、こういうことを出します、こういうことをやりますということを承知しながらやってもらっています。それで、実際いろいろな担当部局にはどんな事業があるかというような調査をしています。その中で、教育委員会を含めて、本当に全庁的に取り組んでやっていきたいと思っています。

主な質疑等 農政部

※第106号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(農林水産施設災害復旧費について)

小越委員 この補正予算で農1ページのところに災害復旧費が補正前の金額で1億円とあるんですけども、追加補正でここに書いていないので、どのように災害復旧されているのか御説明をいただきたいと思います。

農政関係でも、台風12・15号の被害があったと思うんですけども、この1億円を使ってどのようになるのか、まず概要を御説明いただきたいと思います。

有賀耕地課長 農政部が所管してございます農地農業用施設の災害につきましては、本年度、台風12号・15号を中心といたしまして、計411地区で6億6,950万円の被害がございました。これにつきましては、現在、査定の作業を国にお願いして進めてございます。

今、委員の御質問がございました災害復旧費の1億円でございますけれども、まず、災害復旧事業費につきましては、本年度について、事業主体が市町村ということがございまして、県の予算計上額につきましては国からの国庫補助金となりますので、県がみずから工事発注を行います予算計上ということにはなってございません。

また、国の助成対象となります災害復旧事業費につきましては、災害の査定を受けて事業費が決定されます。今年度は災害の査定が若干おこなわれているということで、現在、災害の査定が済んだものにつきましては、当初予算の1億円の中でおさまっているという状況でございます。12月に台風12号・15号の災害査定を今やっておりますので、これで事業費が決定しますと、今後、国や市町村と予算調整をする中で、必要な額につきましては2月補正に計上してまいりたいと考えております。

小越委員 ということは、この1億円で今、間に合っており、追加の補正がないということで、農1のところで計上しているだけだということの理解なんですけれども、今回、411地区で6億6,900万円の被害ということで査定中ということなんですけれども、この被害として6億6,900万円全部が来るわけではないと思うんですけども、次の、今査定しているものにおいて、すべてのこの被害、市町村のことを含めて、今年中に手がつけられるという見込みでよろしいのでしょうか。

有賀耕地課長 411地区の中には、被災はありましたけれども、国庫の助成の対象にならないという小さな災害も含まれており、国に申請して災害復旧事業を行う地区というのは、かなりの数がこれから落ちてくると考えております。なお、今年度の着工につきましては、今後、関係する市町村と調整した中で、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

小越委員 もう1回確認すると、6億6,900万円というのは、農産物の出荷のことも含めての金額なのか、これ、公共施設の土木に関係するものなのか、その内訳はわかりますか。

有賀耕地課長 先ほど御説明いたしました411地区でございますが、これにつきましては、農地と農業用施設であり、農業用施設の中身は、農道とか、農業用水路などといった中身になりますので、そういった農地及び農業施設の被害箇所が411地区ということでございます。

小越委員 すみません、6億6,900万円は、農地とか施設とかの被害額ということですか。それとも、農業生産……、出荷というか、そのことは別？

有賀耕地課長 別です。

小越委員 別ですか。それはどのくらいかわかりますか。この中で、411地区、農道等も含めて6億6,900万円だということでもいいんですね。農業生産はまた別ということですね。

樋川農業技術課長 今、委員おっしゃられた農作物への被害ということですが、水稲とか野菜等で、12号と15号合わせまして1,470万円ほどの被害が上がってきております。

討論

小越委員 ほかの部でも申し上げましたけれども、職員の給与削減の分が入っておりますので、ここについては反対いたします。

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

小越委員 すみません、提案された各事業において、何人雇用されるのか、それぞれ人数をお願いしたいんですけども。

山本農村振興課長 提案いたしております3事業でございますが、まず、1番の醸造用ブドウ栽培支援事業につきましては、作業員全体では41人で90日、延べ人数3,690人でございます。そのうち、失業者、新規雇用といたしましては、27人で90日、延べ2,430人となっております。

次に、2番目の景観保全緊急整備事業でございますが、全体では作業員70人で100日、延べ7,000人、うち、失業者と新規雇用は55名、100日、延べ5,500人でございます。

3番目の耕作放棄地再生・企業の農業参入推進事業につきましては、全体37人の作業員で80日、延べ2,960人、新規雇用・失業者につきましては29人で80日、2,320人となっております。

大島担い手対策室長 企業の農園づくり活動促進事業につきましては、20人の120日を予定しております。

(耕作放棄地再生活用促進事業費について)

小越委員 すみません、先ほどの耕作放棄地の説明がちょっとわからない。失業者の分が20何人と、この緊急雇用で2,430人じゃないですよね。緊急雇用で結局、実人数は何人出るんですか。124万円で41人という、ちょっとわからないんですけれども。先ほどの緊急雇用で何人雇用できるのか教えてください。

山本農村振興課長 先ほど申しました人数すべてでございます。

小越委員 先ほどの説明だと、27人の方と、それから、55人と29人の方が臨時で緊急雇用により雇われるということですか。この方々が、先ほど言った100日とか150日ということですか。

山本農村振興課長 今、小越委員がおっしゃったように、新規雇用で、先ほど言いました27人、それから、2につきましては55人、企業参入につきましては29人、これが実人数で、先ほど言いました日数に対して賃金が出るということでございます。

小越委員 ということは、1人あたりは、1番の124万円を27で割ればいいんですか。

山本農村振興課長 先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、いずれの事業も、農地を必要とするということで、農地の選定、それから、土地利用調整というような形で本年度には時間を要しますので、今回お願いしている追加分の予算は本年度執行分ということでございます。
債務負担をお願いしてあります醸造用ブドウでいきますと、24年度分の5,712万7,000円と、先ほど言いました本年度分の124万円、これを足した金額が本事業の全体の事業費ということでございます。

小越委員 124万円が今年分ですけれども、27人の方々、これを割り算すると、その金額が1、2、3月のうちに払われるということですか。それは時間給、または月給でいくんですか。それとも出来高ですか。

山本農村振興課長 私の説明がちょっとうまくないのかもしれませんが、124万円の本年度予算額と、それから、債務負担をお願いしている5,712万7,000円、この金額の、来年度も含めた実人数ということで、先ほど私が申しました人数は、来年度事業が完了するまでに失業者をお願いする人間と日数でございます。

小越委員 私は、124万円をこれで割り算すると、すごい金額が少なくなってしまうので、それがどういう仕組みなのか、お聞きしたいんです。緊急雇用だから、すぐにお金をもらえるといった仕組みになっているのか。それとも、この124万円はそうじゃなくて、準備をする段階の金額なのか。人件費でいくと、ちょっと少な過ぎると思うんですけれども。

山本農村振興課長 124万円につきましては、先ほど申しましたように、この事業につきましては、土地利用調整が必要になりますので、農業振興公社に委託をして、土地利用調整を行って農地を選定し、耕作放棄地を解消する前提で本年度やっていきますので、直接124万円の中から失業者に支払える分というのではなくて、現段階での調整ということなんです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

小越委員 ぜひ採択していただきたいと思います。APECで野田総理大臣が参加に向けて協議を開始と述べましたけれども、国会答弁や政府の見解でも、参加を決めたわけではないということも繰り返し述べていると私は思っています。国の利益、国益を損ねる場合はそれをやめるとということもあるのではないかとということも含んでいると思います。

TPPはまさに国益を損ねると私は思います。県のTPPの影響調査で、特に農業関係は山梨での被害は甚大となっております。TPPはアメリカの輸出拡大の目的が多く、アメリカ自身が輸出を倍増すると話しております。その相手が日本である。

きのうは、JA山梨中央会が、全県からの農業関係者、消費者団体、医師会も参加して、反対の集会を開いておりました。断固反対をすると表明しております。このTPPに対する反対または慎重、また、農業政策の充実を求める意見書を44県で出しています。大阪、東京、山梨3県だけがこの意見書を出しておりません。農業県である山梨がなぜ出ないのか、多くの方々から疑問の声が言われております。この山梨県でこそ、TPPの請願、TPP反対の表明を、今でも遅くはありません。今こそすべきだと私は思います。ぜひ採択していただきたいと思います。そして、継続というのであれば、継続の理由をぜひ述べていただきたいと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（TPP参加に対する本県の対応について）

鈴木委員 時間も時間ですから、端的に2点お聞きしたいと思います。

今、TPPの請願について、継続ということの中で私も賛成をしましたがけれども、今回は、農業団体の皆さんの声を聞きながら、質問してまいりたいと思います。

10月26日、民主党の前原さんが「TPPについては、やはり遅くなると仲間外れになるよ」という発言と、それからもう1つは、閣内での合意をもって方針は反映していくということがあるんですが、単純に考えて、先ほど小越委員が言ったけれども、やはりなかなか問題があるということは事実なんです。

今回、代表質問で我が会派の望月清賢議員のほうから、国政とかの方向という形でなく、山梨県としてどう考えるかということの中で、私

たちも弱ったなど思っているわけなんですけれども。単純に考えて、今、韓国と日本とで考えると、韓国の場合はTPPに参加しなくて、FTAは参加なんです。これからアメリカとどうするかというと、やはり二国間でやる方向を。日本はちょっと異例なんです。

一番現実的に考えれば、米類は困難ですけれども、コンニャクの関税率が1706%、それから、お米は778%、それから、小麦が403%、バターが360%、大麦が256%、小麦が252%という数字の中で、米を見ますと、大体、カリフォルニア米、この間も東京へ行って、私、どっちがうまいか、食べ比べました。名前を伏せて、日本のコシヒカリとカリフォルニアのコシヒカリを食べてみたら、私はカリフォルニアのほうがうまかったですよ。農政部長、わかると思うけれども、大体10キロが700円から800円ですよ。そうすると、太刀打ちができない状況の中、米もそうなんだけど、果物、野菜類、これらにも実際は起因してくるわけです。やはりそれを考えると、国の方針はまだはっきり定まっておられませんけれども、日本の中で山梨県がという試算はもうされていると思うんですけれども、いかがですか。

興石農政総務課長 委員御指摘のように、TPPにつきましては、懸念事項に対する事実の確認や国の具体的な対策が明らかでない状況です。そういう状況の中であって、農家の方々の不安な気持ち、思いも十分理解しているところであります。

それから、問題の試算につきましては、国の試算は、昨年10月に農産物の生産減少額4兆1,000億円、それから、自給率が40%から14%に低下するという試算が国からは出ているところです。

数字はこう出ているんですけれども、実は、前提条件が幾つかあり、申し述べますと、まず、米など19品目を対象としております。これは、関税率10%以上、それから国内生産額10億円以上という限定であり、TPPの関係国だけじゃなくて、中国を含めた全世界に対してです。しかも、10年以内の関税の撤廃ということで、私が何%とは言えませんが、即時撤廃でない部分は当然あると考えています。それを直ちに関税を撤廃するという前提であること。

それから、もう1つは、本県でできない最大の理由なんですけれども、その試算の品目に、本県の主要品目である、桃、ブドウ、スモモが入っていないこと。さらには、例えば米の場合、国はブランド米を除き、そのほかの90%は外国産米に置きかわると言っておりますが、私、農林水産省を信用しないわけではないんですけれども、それはオールジャパンだとそうかもしれませんけれども、本県と、また、新潟県、秋田県等は事情が違うわけでありまして。

例えば具体的に申し上げますと、自家飯米農家と申しまして、自分のところだけ、あるいは縁故米、親戚にだけ渡して、流通に販売しない農家の割合が、本県の場合は63%となっており、全国では33%でございます。私が確固たる客観的な事実を検証したわけじゃないんですけれども、私も農家の息子ですのでわかるのですけれども、やはり自分のつくった米は、コストは別にして、食べたいとか、おいしいとかというのが普通だと思っております。というような事情があって、米に限らず、単純に国の係数、例えば米だと0.9を掛けるとか、牛肉だと0.75を掛けるとか、それでいいかということ、必ずしもそうではないというようなこともございます。

それから、もう1つ、TPPの内容が、交渉に参加するかどうかも含めてまだ決まっていないということと、もし交渉した場合も、どのよう

な内容になるかが今のところ、ほとんど明らかになっていないということがございます。

それから、国のほうも、10月25日に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を示しまして、持続可能な力強い農業の再生のために、5年間に集中的に施策を展開すると言っております。ただし、個別の経済連携に対する国の施策につきましては、その都度、検討すると言っていますので、TPPだけではございません。御存じのように、ASEANプラス3とか、ASEANプラス6とかいろいろありますが、今のところ、それに対する対応策も国から示されておられません。というような事情がありまして、こういう何層にも前提条件を重ねた国の試算をそのまま本県に当てはめるのは非常に困難だということで、現時点で県独自の影響を推計するのは困難というふうに考えているところでございます。

鈴木委員 もともとTPPは、今みたいなものではなくて、小国の中で経済取引みたいな形の中でコンセプトを決めてきた、それがTPPのもとなんですよね。要は、先ほど言ったのは、内閣府を中心とした試算なんだよね。

輿石農政総務課長 はい。

鈴木委員 この間、出てきた農林水産省の試算では、加入した場合にどうなるかということ、大体1兆6,000億円なんですね。それから、雇用損失は340万人減になるという予測と、それから、経産省は、TPPに参加の場合についてどうなるかということ、大体1兆5,000億円、それから、雇用損失も81万人減といったものがもう出ているんですね。それともう1つ、近県であれば、たしか、千葉県あるいは長野県などは、試算方法は違うけれども、長野県の場合はTPPに参加した場合に、約680億円から750億円の損失が出る。特に農林地域社会というものの中で考えると、耕作放棄地が比例してくるなど、いろいろな要素が出てくる。だから、確かに米もそうかもしれないけれども、ブドウ、桃、スモモといった果物についても、やはりそれに起因するだけの計算式もあると思うんですよね、長野県がどういう試算の出し方をしているか、私もちょっとわからないので、これから調べたいと思いますが、千葉県について見ますと、1,380億円という金額を出しているんですよね。そうしたことを考えると、今年中に国はTPP参加だという表明をするのかどうか、反対もありますからわかりません。しかしながら、加入するという方向性の中で物を見た場合に、山梨県がどうなるかということをやっぱり示さないと。いずれにしても、農家の皆さん、それから、商工業の方もそうかもしれませんけれども、何が何だかわからない、これからどうなってしまうのかと、やっぱり不安が相当あると思うんです。だから、そういう指針もある程度早目に出していく必要があるんじゃないかと思うんです。

例えば、TPPに加入したらどうなるかという後のことじゃなくて、今、想定できる範囲のもの山梨県版をつくらないと、これは他県から比べるとちょっとおくらしているんじゃないかなというような気が私はするんです。なかなかそれが該当するかどうかはわからないにしても、どの程度になってしまうんだろうというものをやっぱりある程度県が想定していかなければ。

国がどうこうじゃなくて、山梨県は、もしTPPに参加したとしたら、米の場合にはすぐ出てくると思うんですね。ただ、さっき言ったように、

桃とか、ブドウとか、スモモなどの試算というのは難しいと言うが、ある程度の想定できる試算、計算方式が私はあると思うんですね。その辺を追求していただいてやはり出していかないと、なかなか難しい。

それから、もう1点教えていただきたいのですが、きのうでしたか、中央会で何か大会があったのですが、中央会と折衝した担当課はどこですか。

興石農政総務課長 きんのう、そのような趣旨の大会が開かれたことは承知しております。農政総務課も担当職員が、出席というか、参加というか、内容につきましては確認をさせていただいているところでございます。

また、最初の御質問でございますが、県政の問題ではなく、国政の問題ではありますが、私どもも可能な限り試算をして、県民の皆様にお示しして、国政に対してどのようにお考えになるかという情報提供は必要であると思っています。ただし、その情報はある程度、正確性が高いものでないと、かえって、判断を誤らせてしまうという懸念も持っているところでございます。

そのような思いであり、今後についてですが、国において、新たな試算方法や詳細なデータが公表され、都道府県レベルにおいても十分に信頼されるほど精度の高い推計が可能だというふうに判断した場合には、積極的に試算を行い、広く公表してまいりたいと考えております。

鈴木委員

実際、T P P参加の反対といった国への意見書を、もう十幾つの県を出していますよね。だけど、はっきりわからないのに、賛成とか、反対だって言えないじゃないですか。だから、風評で賛成だ、農協にいるから反対だとかというものだと、私はうまくないと思うんです。やっぱり早いうちに情報をつかんでもらって、政策的にも、確かに当たるか当たらないかわからないけれども、ある程度、山梨県としたらこうだというものを出していかないと。多分、国が決めて、市民にわかってもらうのは、何年後かになってしまうんだからね。

だから、加入しても、今度、日本は12カ国目になるんですかね。その中で、先ほど言ったように、T P Pというのは、全体の関税をゼロにして考えることが基本だから、私は相当怖いと思う。だから、それが合っているかどうかはそれはわかりませんよ。だけど、ほかの県の事例もあり、そういう試算をしていく方法に持っていかないと、農政部は何をやっているのかと思いますよ。この話についてはこれで話を終わります。

それで、先ほど話した中央会との関係なんですけど、山梨県庁全体で考えると、その部署の立場で、反対とか、賛成とかになることについてはどっちでもいいんです。ただ、農業組織である農政部は、中央会とか、J Aなどの立場に立ち、意識していかないといけないと思う。この間も、農業関係者から、「農政部は変だな」なんていう声があって、「何で？」と聞いたら、「協力的じゃないじゃない」と。協力的でないと言われること自体がおかしい。農協とか、中央会などの皆さんがこれだけやっているのに、どうして県は見過ごしているのかということはこの間もちょっと言われたんです。

県議会は見過ごしていると言われたけれども、今の段階の中ではこれはしょうがない。共産党さんはやっているけれども。だけど、やっぱり農政部は、私たちと一緒に考え方ではおかしいと思う。中央会とかというところとよく話をしてもらって、あちらは、反対意識できているから、賛成意識は全然持っていないんです。その辺、農政部とJ Aとの認識が全然違うなんていう意識を持たれたら、これはうまくないと思います。

農政部長、どう思いますか。

松村農政部長 T P Pに関する御質問でございますけれども、私たちがJ Aグループの方々とコミュニケーションを重ねながら、この問題に対する農政部の考えを出していかなければいけないという思いは持っておりますし、コミュニケーションは重ねているという思いも持っております。

特に先日、県でもアンケートを行いました。やはり反対の声、そしてもう1つは、情報不足に対する不安の声、そのようなものがアンケート結果にもあらわれてまいりました。そのような生産者の方々が抱えている不安の声につきましては、私からも機会あるごとに国のほうにその旨を伝え、状況を説明し、私たちが早く県なりの影響の試算ができるように、必要な情報を早く各都道府県に提示していただきたいと、そのような意向を伝えていきたいと思っております。

鈴木委員 長くなりました。あと1つありますが、やめます。

1つ、委員長にお願いですが、やはり先ほど言ったように、まだ遅くない。私たちにも知らないものがたくさんあります。できれば勉強会みたいなものを来年度でもいいですから、開いていただいて、やっぱりT P Pの本髄をつかんでみようじゃないですか、それから、やっぱり賛成とか、反対などという考え方を示していければいいのかなと考えます。こんなことでよろしく願います。

(県内農産物に対する放射性物質の検査について)

木村委員 2点お伺いします。まず、放射性物質の検査についてお伺いしたいと思えます。昨日も福島県の二本松の米の放射性物質のニュースが出ましたけれども、本当、毎日のように、こうしたニュースが耳に入ってきます。前に、福島県では、放射性物質検査で安全宣言が行われた後に基準値を超える米が検出され、出荷停止の措置がとられたんですけども、そのことで私は不信感をすごく持ち、福島県の米の信頼度が失われたということは本当に残念だったなと思うんです。

米の検査において、検出限界値が40ベクレル以下であれば不検出とされると伺いました。これはあくまで40ベクレル以下であり、ゼロではないということです。不検出というのはゼロのことだと思っていたわけですし、不検出という言い方に大変疑問を持ったわけです。さらに、規制値以下であれば健康上問題がないと言われてはいますが、お米のように毎日食べるものについてはやっぱり子供の体に影響が出ないのかなというような不安も持ちました。

そこで、本県は詳細な検査を実施しているとお聞きしましたが、検査方法と、それから検出限界値はどうなっているのか、山梨県の状況をお伺いします。

樋川農業技術課長 まず、山梨県が行っている検査の関係ですが、7月に放射性物質の農産物に関する検査計画をつくり、県産の主要な農産物について、本格的な出荷時期の前に検査を行い、安全性を確認するという前提で順次実施しております。対象産地とか、あるいは検査日を示した詳細な検査実施計画をつくり、それに基づき、これまで24品目166検体の検査を実施してきました。このうち、湖で採取しました淡水魚で暫定規制値を下回る数字は出ておりますけれども、それ以外のものにつきましては、すべて不検出というふうになっております。

それで、先ほど来お話があります、不検出という言葉と検出限界とい

う言葉でございますが、不検出ということにつきましては、測定機器ではかれる下限値がございまして、その下限値よりも下回ったということで、ゼロかどうかわからないんですけれども、自然界にある自然放射線量と区別がつかないレベルで出ているもの、微々たるものというように解釈できるということでございます。

検出限界値は、測定機器の性能によっても違いますし、また、検体の量とか、測定時間など、幾つかの条件で左右されますが、本県の場合は、厚生労働省が示しております食品の放射能測定マニュアルに沿って検査を行っており、検出限界値は1キロ当たり1ベクレルを目標として測定時間を定めているということです。先ほどの40ベクレルというのはどういう数字かわからないんですけれども、十分に信頼に足る検査ということになっております。

木村委員 米の検査では、福島県のようなことはもちろんないわけですが、どの地域でどのように検査をされて、その結果はどうか、具体的にわかるようでしたら教えてください。

樋川農業技術課長 本県の米の検査でございますけれども、現在、水稻を作付している市町村が24市町村あり、この24市町村すべてのところで各1カ所ずつ検査を行ったという状況でございます。それに加えまして、さらに要望がありましたので、もう少し区分を小さくして、追加で米の検査を全部で51カ所の検査を行ったということで、これはいずれも不検出という結果でございます。

木村委員 不検出という言葉に何か不信感を持ってしまっていたんですけど、わかりました。

今、まさに塩山のほうでは、ころ柿の季節で出荷時期に入るわけですが、県内の農産物の検査については、ころ柿も含めて、今後どんなようなことをするのか、お聞かせ願いたいと思います。

樋川農業技術課長 県内の農産物の出荷シーズンはかなり終わっているというような状況でございますが、ころ柿につきましては、柿でもう既に検査を行ってしまっていて、その段階で不検出ということです。そして、それを原料にしても大丈夫だろうということで、ころ柿については実施をしないということで農業団体とも話をしながら進めてきたところでございます。

木村委員 よかったです。

来年度以降も検査をやっぴり考えていかなければならず、当然予定されていると思うんですけれども、どうなっているんですか。

樋川農業技術課長 今後、放射性物質をめぐる状況はどうかなど、いろいろな要素があり、ちょっと予想がつかないという部分がございますが、いずれにしても、県産農産物の安全性を確認するということは大変重要なことだと考えております。また、国のほうで今、基準値の見直しをやっているという状況であり、そういったことから、検査は引き続き実施していくということになるかと思っております。国のほうで検討している基準値の動向も注視しながら、今後の検査方法につきましても検討して、また関係する方々と連携調整しながら、やっていきたいと考えております。

木村委員 わかりました。山梨県の農産物は、さっき言いましたように、不検出

だということで大丈夫なんですけれども、本当に信頼度と風評がこんなに怖いものかということ、先ほどの観光部のほうでもそんな話も出ました。このことは本当に重要なことだと思っておりますので、ぜひ、今後ともしっかりとした検査体制を確立していただきたいと思っております。

(女性起業に対する支援について)

木村委員

もう1点、農業における女性起業に対する支援についてお伺いしたいんですけれども、農業を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、また農業者の経営安定も課題となっています。農業者が生産から加工、販売まで一体に取り組む、六次産業化が全国各地でも行われているんですけれども、本県においても、小泉武夫教授をお招きして、何回か私もお話を伺いに行きました。

その中で、やっぱり農業の半分以上を担っている女性の役割が、年々増しており、特に起業活動ということで、さまざまな分野での取り組みが地域の活性化にもつながっている例も報道等で聞いています。そこで、女性の起業家の活動について県は今までも支援を行ってきていると思うんですが、現在どのような支援を行っているか、まずその点からお伺いしたいと思います。

樋川農業技術課長 委員が御指摘されたように、女性ならではの感性を生かし、起業活動を県内でも多くのグループが実施している状況でございます。

それは、直売所の運営とか、あるいは加工品の開発、ネット販売など、いろいろな形で行われているわけなんですけれども、そういった女性の活動を促すための起業セミナーを実施しています。また、現在、起業のグループが43ありますが、そういった方々に、普及センターが中心となり、それぞれのグループの相談に応じて、技術や経営、あるいは法人化を勧めるなどという指導や、また、ハード的な施設整備につきましても、国や県の事業を活用しながら支援をしているという状況でございます。

木村委員

大変支援していただいているというのは承知しており、ありがたいことだと思いますが、どのぐらい成果があったかということも、お話しただければ。

樋川農業技術課長 具体的な成果と言いますか、数字という部分は出せないわけなんですけれども、いろいろな事例が出てきております。特に加工品開発というのが非常に多くて、例えば甲府市にある味菜工房さんとか、あるいは南アルプス市の特産品企業組合ほたるみ館、それから、北杜市の農事組合法人の味の里はくしゅうというようなところは、直売所で自分たちのつくったものを売って、かなり所得を上げているという状況でございます。

木村委員

今の説明だと、ちょっと古い話も入っていましたが、みんな承知している例であります。

さらに、起業を進める上で県が進めている加工の開発というのは、女性の能力を生かすことですが、これが今、自然食品が安全安心だということで、道の駅などに大勢の方が行くんですが、本当にすごいですよね。毎年、すごい売り上げで、的確に的を射た事業だと思うんですよね。そこで、女性起業家の取り組みに対して、加工品開発事業をどのように生かしていくのか、特別な企画とか何かがあったら教えていただきたい。

樋川農業技術課長 特別の企画ということではございませんけれども、先ほどちょっと

言い残したんですが、今年度やっている事業で、農村女性新商品開発支援事業というものがございます。起業グループが加工品の開発をしているというところに、料理研究家とか、デザインとか、販促のスペシャリストの専門家の方を派遣して、指導、助言するという事業もやってございます。

また、先ほど委員御指摘のありました、小泉先生をアドバイザーに加工品の開発をしており、その中でも女性のグループに加工品の開発の支援を積極的に行っていきたいと考えています。

木村委員

最後になりますが、今後さらに女性起業家への支援をぜひ厚くしていただき、特産品の開発は、観光資源と結びつけるという意味で大変重要な部分ですので、ぜひ今後もさらなるお力をいただきたいと思います。その点について答弁をいただいで終わります。

樋川農業技術課長

やはり女性の基本的感性を生かしてこういったことをやるというのは、地域の活性化にもつながるといって非常に重要なものであり、これが企業的に成功しますと、雇用の創出にもつながるといってようなこともございますので、ぜひ県といたしましても、この辺は力強く支援していただけたらと考えております。

(美味しい甲斐開発プロジェクトについて)

高木副委員長

私は本会議の質問のときに、先ほど木村委員もおっしゃったんですけれども、六次産業というようにところにちょっと触れたんですが、その中で、部長の答弁で、来年2月に9品目を試作中というふうに聞いたんですけれども、具体的にどのようなものをお売りののか、教えていただきたいと思っております。

樋川農業技術課長

美味しい甲斐開発プロジェクトで9品目開発中ということでございます。完全な商品という形でない、試作品ということでございますが、本県農業のメインであります果樹をまず中心として、市場流通に乗らない完熟桃を使ったお酒とか、プリン、それから、スモモの県のオリジナル品種サマーエンジェルを使ったリキュールとか、あるいは巨峰や摘果した桃を原料にペーストをつくり、それをうまく使って洋菓子、和菓子に加工するなどといったものを計画中です。また、ユズを使った調味料とか、あと、ヤマトイモのムカゴを使った加工品、それから、甲州頬落鶏というのがあるのですが、それを使った弁当とかサンドイッチ、またイワナを使った骨酒用の薫製などといった地域の特色ある加工品づくりを進めているところです。

高木副委員長

その内容の発表会はどのようなものになるのでしょうか。

それと、もう1つ、先日、私も山梨市の、私の同級生で歩成さんという、非常に繁盛店の居酒屋さんで今度ほうとうを始めて、そのほうとうが、ついこの間、第2回のほうとうの味比べというのをやって、そこで優勝したということなんです。優勝する前と、優勝してからでは、お客さんの入り方が全然違って、優勝と同時にものすごい繁盛店になっているということを考えますと、いろいろそういった六次産業化したようなもののコンテストみたいなものをどんどん行い、そこで県内のすぐれたものを全国へ発信していく。また、県内の消費者への情報にこたえていくということも必要だと思っておりますけれども、その辺のことについて、今後、県はどのように取り組んでいくのか、また、そういうも

のに対しての支援とかそういうものをどのように考えていらっしゃる
かお聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 2月の発表会ということでございますが、今現在予定していますのは、農と食のコラボレーション講座という名称で、県内の流通販売業者の方とか、あるいは食品製造業者、農業者の方々、また、一般の県民の方々などに呼びかけまして、本年度試作した加工品の発表の場として2部構成の中身で考えております。

第1部として、先ほどの9品目を一堂に展示して試食していただき、それぞれ紹介するとともに、小泉先生のほうから、さらなる改善点というようなことを御指摘いただくということと、第2部としては、小泉先生を講師といたしまして、加工品の開発とか、六次産業化につきまして、今回、県内各地を回っていただいておりますので、その辺の状況も踏まえまして、さらにヒントになるような講演会をお願いする予定でございます。

それから、先ほどの、コンテスト的な手法はどうかというようなこと
でございますけれども、この事業につきましては、現時点で完成品じゃなく、試作品であるというようなこととか、同じ事業で開発したものを競わせるということとはちょっとまだすぐには難しいということですので、発表会の中でコンテスト的なことをやっていくのは難しいと考えておりますが、今後の加工品の開発状況を踏まえながら、全体としてどうするのかということにつきまして、検討させていただきたいと思っております。

(TPPに対する県内農産物の影響について)

小越委員 端的に、TPPの問題です。TPPによりまして、県内農産物の輸出はどのようになるとお考えですか。

小野農産物販売戦略室長 現在、農産物の輸出は果実を中心に行っておりますけれども、現状、今の円高とか、それから、福島原発の影響など、今年の状況は非常に厳しい状況もございますけれども、今後、関税が例えば下がってきたときにはそれなりのメリットはあると思っております。ただ、農産物の輸出入については、輸入も含めて、検疫の問題がございますので、それらをどう改善されるかは、未知数で不明ですけれども、関税が下がれば、そういったメリットはあると思っております。

小越委員 私、TPPにより、どうなるのかとお聞きしたんです。先日、農林水産省に行ってきましたら、TPPにより、山梨県の輸出は大きく伸びないだろうと、その場ではっきりおっしゃっていました。それは、TPPは中国が入っていないからです。今、中国向けはやっていますけれども、TPPに中国が加盟しない限り、この輸出は伸びないんだと思います。そして、もう1つ、果汁の問題です。果汁は関税が季節によってまた違ったりするらしいんですけれども、桃、ブドウはそうですけれども、関税は今、20何%ですか、果汁は入っていますよね。それによってワインをつくったりしていると思うんですけれども、TPPによって、果汁はどのようになるんですか。山梨県のワインはどのようになるんでしょうか。

西野果樹食品流通課長 果汁につきましては、アメリカ、オーストラリアは約30%の関税率、チリは20%ということで、それがもし撤廃されるということになりますと、加工品も含めて影響が出るおそれはあるということです。

たし、品質だとか、いろいろな問題もかかわってきておりますので、明確にどれだけの影響が出るかというのはなかなかわからないというのが現状でございます。

小越委員 山梨でとれた甲州種ブドウを、山梨で醸造して甲州ワインと売っているものと、本当は長野県とか、北海道でとれたブドウにより、山梨でつくっているものなどいろいろあると思うんですけども、もしTPPに加入した場合、アメリカやオーストラリアやチリから入ってきますと、例えば、アメリカのカリフォルニアでつくったブドウを山梨で醸造して売っても、甲州ワインというふうになるんですか。

西野果樹食品流通課長 県産の醸造用の主だったものは甲州だとか、ベリーAというのがございますが、そういうものでつくったワインでなければ、当然、県産のワインではありません。甲州ワインは、山梨県のオリジナルでつくっているものですので、外国産のものが入ってくることはもちろんありませんし、それは国産と外国産は区別されているということでございます。

小越委員 先ほど調査がありましたけれども、醸造用のブドウがなかなかつくられず、外から安いブドウが入ってきて、ワイン加工の部分を含めて、オール山梨というものがつくれなくなってくると。
それは、山梨のブランドにもかかわる問題であり、TPPについては、山梨の農業にとってプラスになることは何かあるんですか。それを教えてください。

興石農政総務課長 先ほどお答えしたと重複するところもありますけれども、お許しいただきたいと思います。

委員御指摘のとおり、関税が撤廃されて、財政措置を含む追加的措置が何ら行われないうことが前提でありますと、まさに困ったことになると認識しています。

ただ、交渉の中身がどうなるかがわからないというのが1点目です。ちなみに、今後こうなるということではなく、事実関係だけ申し述べますけれども、例えば関税を即時撤廃する率は、今、TPP交渉に参加している9カ国間のFTAにおきましては、高いのは98%なんですけれども、低いほうは79%です。日本は13の国や地域とEPAを締結していますけれども、それは低くて75%、高くて80%ということで、日本のEPAの高いほうと、現在TPPの交渉に参加している国同士のFTAの低いほうがほぼ同じというような事実がございます。

それから、農産物の輸出に一番積極的だと言われるオーストラリアでございますけれども、実は、アメリカとのFTAを結んでおり、これが10年以内に関税を撤廃するという約束の品目が96%でございます。残りの4%はそうでないんですけども、そのうちの1%が除外で砂糖やシロップ、それから1.2%が、10年から18年かけて関税を撤廃するというのがあります牛肉、アスパラ、グレープフルーツ。それから、1.8%が、決まった量だけ低関税あるいは無税で入れるという、関税割当を段階的にふやしていくという制度なんですけれども、それが、乳製品、落花生。

だから、TPPがどうなるか、私が申し述べられませんが、いづれにしても、こういう例を見ますと、即時撤廃するのは79%から98%であり、15年以上かけて段階的に撤廃している関税の例も関係国

のFTAを見ると事実としてあるということでございます。

もう1点は、国もTPPにかかわらず、高いレベルの経済連携の推進と、持続可能な力強い農業の実現は両立させると言っています。それで、今のところ、TPPを初め、例えばASEANプラス3とか、6とか、方向が見えないので、当然、国は施策の打ち出しようがないんです。

国の10月25日の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・再生計画」によると、十分な施策はすると言っております。もっと言うと、「消費者負担から税負担へ」を初め、個別所得補償制度の改革、それから、例えばオールジャパンで経済連携の利益がプラスになっても、例えば、都市部だけで偏在していたらまずいわけで、農業・農村の部分にしわ寄せがきてはいけません。そういうことで、高いレベルの経済連携の推進で得られた利益をある意味で再分配するシステムを考えるというようなところまで言っていますので、私は国にそういう取り組みに期待したいと思っております。

小越委員

困ったことになるというふうにおっしゃって、その後の説明を聞くと、政府と同じ言葉を述べていて、農政という立場でいきますと、困ったことになる。それを解決するためにいうことを、十分な施策をしてくれるんじゃないかと言うんですが、じゃ、山梨県とすれば、十分な施策とは、どういうものを望んでいるんですか。

輿石農政総務課長

私が国の施策の方法についてどれぐらい述べるかは別にしまして、これはTPP賛成の方も反対の方も大体一致していると思うんですけども、例えば、財政負担がどのぐらいできるかとか、そういう論調は賛成論者、反対論者によって違います。

もう1個は、個別所得補償制度につきましても、どういう仕組みにするか、支給対象をどういう人にするかというところは各党の考えが違ってても、方向は一緒だと思っています。

ですので、県として、県は地域の特性に合わせた施策は、まず、国のものできないとできませんので、そういう国の骨格が出てからと思っています。

小越委員

きのうの農協の学習会するとき、東京大学の鈴木先生がおっしゃったそうです。韓国がアメリカと結んだところで、米だけの所得補償は、韓国では4兆円かかるそうです。韓国と日本の経済規模、GDPを含めて考えますと、日本で米を所得補償するだけでものすごい金額がかかると思います。

それで、今、私が山梨県としてどんな政策を望むのかというときに、国の話をしているわけですね。山梨県として、このTPPがどうあるべきかという考えがないんですよ。国がどうするとか、国がこうしてから考えますという待ちの姿勢で本当にいいのかと私は思います。

鈴木先生もおっしゃっていましたが、県としてどうするのか、県としてどうあるべきかということをやっぱり考えないと。国から言われたから、同じようにその説明をしているだけでは、農家の方にとって見ても、それは不安で仕方ありません。私は、所管している農政部こそ、TPPに対して反対の意思表示をしてもらいたいと思います。

そして、TPPに関連して、今、つくっています農業ルネサンス大綱が大きく変わらざるを得なくなってくるように私は思っております。このルネサンス大綱の改定が、TPPと全く無関係にいくとは思いませんので、そのことも含めて、山梨県の農業がどうなるのかということ、

TPPの問題をどう考えているか、部長にぜひお答えいただきたいと思
います。

松村農政部長 ただいまのTPPに関する御質問でございますけれども、農政部とい
たしましては、TPPの交渉の問題、参加する、参加しないを問わず、
山梨県の農業をこれからしっかり発展させていかなければいけないと
いう認識に立っております。そのような考え方に基きまして、今、ル
ネサンス大綱の改定作業を行っているところでございます。ですので、
私たちといたしましては、国の交渉状況を問わず、今後も山梨県農業が
魅力あるものとして存在するように鋭意取り組んでいきたいと考えて
いるところでございます。

小越委員 もう時間ですので、今回はこれで終わりにしておきます。
今の話でいきますと、考えがないんですね。TPPに参加する、参
加しないなど国の交渉状況にかかわらず、どうにかなるだろうって言っ
ていますが、どうにかならないというふうに今、山梨県以外の県はみん
なそう思っているんですよ。だから、今、こんな大きな問題になってい
るんです。それに対して、どっちになろうが頑張りますというわけにい
かないですよ。部長は農林水産省の出身ですから、一番わかっているは
ずだと思いますが、この対応は私はまずいと思います。鈴木委員もおっ
しゃいましたけれども、県として、オール山梨としてどう取り組むか、
JAも含めますけれども、山梨県の姿勢がやっぱり問われてくるという
ことを厳しく言うておきたいと思います。

その他 ・本日は、産業労働部・労働委員会関係の一部及び観光部関係及び農政
部関係並びに企業局の審査で終了し、12月12日午前10時から、産
業労働部関係について会議を開くこととして閉会した。

以 上

農政産業観光委員長 堀内 富久